

A Voice Of Our Own

DPI 通信

Vol.10

～ DPI 2025 下半期報告～

「A Voice of Our Own

(われら自身の声)」とは？

「私たち抜きに私たちのことを決めないで(Nothing About Us Without Us)」という理念に基づき、当事者である障害者自身が積極的に声を上げ、障害者の制度施策づくりに主体的に参画し、インクルーシブな社会を築こうという思いが込められています。

世界の DPI の合言葉です。



DPI 日本会議

もくじ

1. 地域生活	2
2. バリアフリー	7
3. 権利擁護	30
4. 国際	37
5. 教育	42
6. 障害女性	48
7. 雇用労働・所得保障	49
8. 尊厳生	55
9. ピックアップコーナー 「カスタマーハラスメント防止措置運用指針への働きかけについて」	56
10. DPI 障害者差別解消ピアサポートの活動報告	58
11. ご寄付御礼&編集後記	60

Ⅰ. 地域生活部会

2025 年上半期に引き続き「障害者の地域生活も踏まえた障害者支援施設の在り方検討会」（以降、在り方検討会）に、部会長の今村が委員として参加し、9月のとりまとめに従事しました。途中の8月には、DPIとして社会福祉法人清心会を視察し、40年以上にわたり地域福祉と地域移行に取り組んできた実践を学びました。「どんな人でも地域移行は可能だ!」ということを大前提に地域に根ざした多様な支援体制や、重度障害者が地域で暮らし続けるための環境整備の重要性を再確認する機会となりました。そこで学んだことも反映し、9月にあり方検討会のとりまとめが出されました。

▽厚生労働省「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関するこれまでの議論のまとめ」（資料、外部リンク）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63735.html

このとりまとめは、社会保障審議会障害者部会に議論の場が移り、第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る国の基本指針の検討に活用されました。ただ、この際に提出されたあり方検討会のとりまとめ概要版では、ポイントとなるべきものの記載が不十分であったため、DPI オリジナルの補足版を作り、11月の政策討論集会の全体会等で披露しました。

この全体会では厚労省から障害福祉課長も登壇いただいたので、在り方検討会を今年度で終わらせず、テーマを地域生活に替えて検討会を継続するよう求めました。

また、年末には DPI、JIL、パンジーメディア（ピープルファースト）、研究者で集まり、脱施設ロードマップの叩き台を作成しました。今後はこれをさらにブラッシュアップし、公表できるものに取りまとめていく予定である。さらに令和9年度報酬改定のヒアリングに向けた準備にも取り掛かります。

報告・ホームページに掲載した記事より

■ 地域で暮らすを当たり前—第14回政策討論集会（全体会）報告と参加者感想



2025年11月29日、30日に戸山サンライズにてDPI日本会議 第14回政策討論集会を開催いたしました。2日間で全国各地から約200名の皆さまにご参加いただき、会場は熱気に包まれました。ご登壇いただいた皆さまをはじめ、開催にあたりご協力・ご支援をお寄せくださったすべての皆さまに、心より御礼申し上げます。

1日目全体会では「本気で進めよう地域移行～家族や入所施設に頼らない地域生活の実現に向けて～」と題して、障害者権利条約の総括所見や勧告をきっかけとして脱施設化・地域移行、インクルーシブ教育を具体的に進めていくためにどうすればよいかという議論がなされました。

下記1日目に開催した全体会報告(敬称略)と参加者感想をご紹介します。

■第1部:海外・国内の事例報告

地域移行・脱施設を進めるために、現場の実践と制度づくりをどう結びつけるかが、海外・国内の事例から共有されました。

【韓国の取組】施設入所者を対象に大規模調査とインタビューを実施し、当事者の意向をデータで示したうえで「脱施設ロードマップ」につなげていることが紹介されました。

政権や家族(親)の影響など、進みにくくなる要因もある中で、運動と調査研究を連動させて政治を動かす重要性が共有されました。

【ソウル市の取組】自立生活条例・脱施設条例・住宅支援条例などの枠組みが整えられてきたことが報告されました。

その制度づくりに自立生活センターが深く関わってきたことが語られ、「仕組みがあること」の大切さが確認されました。

【国内実践(メインストリーム協会)】ピアサポートやILP、介助派遣などを通じて、地域移行・地域生活を支えてきた経験が共有されました。

一方で、国庫負担基準を超えた分の支給決定の費用は市の全額負担になっている構造が見えてきたことから、取り組む自治体ほど財政が逼迫しやすい現実が指摘されました。

■第2部:パネルディスカッション

国(厚労省・国交省)、自治体(西宮市)、当事者団体(DPI)が同じ場で、地域移行を進める課題を「制度」と「現場」の両面から共有しました。

【厚労省】障害福祉計画の見直しや、「障害者の地域生活も踏まえた施設のあり方検討会」での論点として、施設入所者の生活環境改善、意向確認の義務化、財政・人材課題などが示されました。

【国交省】住宅セーフティネット法の改正が解説され、公営住宅だけでなく民間住宅の活用も必要になることが共有されました。

民間住宅の活用にあたっては、大家側の不安や福祉制度の理解不足もあり、行政・福祉・住宅関係者が連携して体制をつくる重要性が指摘されました。

【西宮市】障害当事者とともに地域生活支援に取り組んできた実績が紹介される一方で、その結果として予算が増え続け、他部署からの指摘も受ける現状が語られました。

「必要な人に支給している」という思いがある中で、お金と人材が逼迫している切実さも共有されました。

【DPI】検討会の名称変更の経緯や、「どんなに重度な障害があっても地域生活は可能」という前提で議論を進める必要性が訴えられました。

居住支援の必要性、さらに今後は「地域生活支援のあり方検討会」を立ち上げる必要性が示されました。

【ディスカッション・質疑】自治体ごとのばらつきを減らすため、どの自治体でも同じ支給決定が下りる仕組みや、広域での支給決定の可能性が議論されました。

介助者の人材確保(外国人留学生介助者への期待、介助の仕事の魅力発信、給与保障など)が話題になりました。

施設からの地域移行だけでなく、親元からの地域移行、精神病院からの退院促進、グループホームの施設化、国によるガイドラインの必要性など、率直な意見が出されました。

■全体を通して

今回の全体会を通して、単に「脱施設」ということでなく地域に出てからの生活をどのように組み立て、保障していくかということも含めて考える足がかりになったのではないかと感じています。これまでの実践や粘り強い取り組みから学ぶことも多く、また現在直面しているさまざまな障壁を解消するための一体となった連携が欠かせないのだと学びました。また特別報告として「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン」について解説をしていただきました。

報告：下林 慶史(日本自立生活センター、DPI 日本会議常任委員)

参加者感想

「本気で進めよう!地域移行・脱施設～家族や入所施設に頼らない地域生活の実現に向けて～」に参加して自分が活動している以外の地域の実践や現状を聞くことができ、「そうそう同じ」と思ったり、「そこは違うな」と考えさせられたり、普段の活動の振り返りと今後の参考になりました。国・自治体・現場それぞれがお互いを知っていくことが重要だと思いました。もちろん、私たちが地域生活していくための十分な制度は必要であるけれども、他の分野と比べて予算がどうなっているのかなど、全体を把握して必要な制度を勝ち取っていかなければ、自分たちの主張だけで終わってしまうと考えさせられました。自分ができていないところだと感じました。

最後のシンポジウムはとても有意義だったと思います。田中先生が「アイデア出しをしましょう」とおっしゃって来て、できるできないは別としてこういう場から発信されたものが、よりよい制度につながってほしいと思いました。少しでも多くの仲間たちが地域生活していけるように、私自身、このような集会で知識をアップデートして活動に取り組んでいきたいと思いました。

秋元妙美(自立生活センター CIL ちょうふ)

■11月11日(火)「地域と施設のこれから」を考える—第40回『国際障害者年』連続シンポジウム開催報告(キリン福祉財団助成事業)

2025年11月11日に京都市地域多文化交流ネットワークセンターおよびオンラインにて、第40回「国際障害者年」連続シンポジウムが開催されました。

今回は日本自立生活センター、京都市居宅介護等事業所連絡協議会、DPI 日本会議の3団体の共催で行われ、「地域と施設のこれから～障害者の暮らしと支援をめぐる～」と題して、DPI 日本会議がキリン福祉財団助成事業で開催しているタウンミーティングとしても広く参加を呼びかけました。

進行については3部構成になっており第1部では、国の「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」(以下、障害者支援施設の在り方検討会)委員で、知的障害者福祉協会の会長である

樋口氏と同じく同検討委員会の委員である DPI 日本会議事務局次長の今村氏から報告をいただきました。



写真：会場の様子

樋口氏は、長年に渡り入所施設を運営されてこられたのですがその原動力としては、最初に勤められた大規模入所施設で、個人の生活が尊重されにくい体制に思うところがあり生活介護事業所とグループホームを運営されているとのことでした。

樋口氏は「私も地域移行には全く反対しない」としながらも、現状の中で今出来ることとしては、入所されている方の生活の質を向上させること、個人の尊厳を守ることが重要として強い思いを持ち、個室化や施設の小規模化に積極的に取り組んでおられる様子が伝わってきました。

今村氏からは、障害者支援施設の在り方検討会が設置された理由について語られました。脱施設化・地域移行を進めるための情報整理や検討の場が必要とされ、そこには様々な立場の人がいながらも「最終的には、地域移行を進めるべき」という総論を確認するに至ったとのことでした。

第 2 部は、脱施設化や地域移行におけた京都市の取り組みや京都にある入所施設職員の方々、親御さんの思いなどについて報告をしていただきました。

冒頭、京都市独自で始められた一人暮らし体験事業についての紹介・報告がなされました。自立体験室は全国の CIL で設置されていますが、公営は初の試みで今年の 4 月から開始されています。現在、市の自立体験室を利用されている方のサポートしている日本自立生活センターの大藪氏は、利用されている中で生じる壁について、施設入所や家族同居の状態では体験室利用をしようとした場合、介助サービスの時間数が足りず実費負担の

可能性があることやご家族の気持ちの揺れがあることなどを指摘されていました。

また、地域生活支援コーディネーターの中川氏からは、現在 10 名の方が様々なパターンで自立体験室を利用されていること、ハード面(建物)・ソフト面(制度)の両面で改善の必要な事柄はあるが、様々なタイプの体験室が増え、広がっていくことが望ましいと述べられました。

加えて、入所施設職員の方々から、地域移行が叫ばれる中で減ることのない入所待機者や看取りの場としてみられている入所施設の現状などについて率直な思いを語っていただきました。

第 2 部の最後は、お子さんが知的障害当事者で現在施設入所されている竹口氏からの報告でした。竹口氏としては現状では、セーフティネット的に一時入所できる場は必要と考えておられ、障害者の生活の場においては選択肢があることと、それを選べる方が良いのではないかと語っておられました。

第 3 部は情報共有・対話の時間として、参加者の思いを語っていただく場、質疑応答の場となりました。その中には、「京都市の取り組みを知って、地域の取り組みを全国に広げていくことが重要だと感じた」「やっぱり自分は施設入所は嫌だ」など率直な声も聞かれ、「地域生活のための制度や社会資源を整えて工夫しなくては!」や「家族にもさまざまな選択肢が必要」といった意見がありました。

今回のシンポジウムは非常に注目度が高く、会場とオンラインを合わせて220名の方に参加していただくことができました。この人数は、「国際障害者年」連続シンポジウムとしては過去最多の参加人数だったのですが、そんな中でさまざまな方と対話し、京都の取り組みを発信できたことは非常に意義深かったと感じています。

文責：下林慶史(日本自立生活センター事務局長、DPI 日本会議常任委員)

2. バリアフリー部会

○建築プロジェクトの当事者参画の推進

国交省は5月に「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」を策定し、建築物を建てる時は、障害当事者の意見反映をすすめるように促している。東京2020オリンピック・パラリンピックでは新国立競技場の建設で、多様な障害者団体を構成員としたユニバーサルデザインワークショップ(UD/WS)が開かれ大きな効果を上げた。2025年の大阪・関西万博でも当事者参画が進められ、2026年の愛知・名古屋アジア競技大会・アジアパラ協議大会でも、IGアリーナや瑞穂公園陸上競技場の建設では地元障害者団体の意見反映に取り組み、素晴らしい施設が出来た。

さらに、2026年から2030年の第4次基本方針(バリアフリー整備目標)では、新たに「当該年度に着工した2,000㎡以上の国等の公共特別特定建築物の建築工事のうち、着工前の段階(基本構想～実施設計)で当事者参画を実施した工事の割合」という項目が立てられ、2030年度末の目標は原則100%となった。

このように当事者参画の重要性が認知され、大きな流れが生まれつつある。全国に広めていくために、日本福祉のまちづくり学会、日本建築士会連合会、DPI日本会議等が協力し、「TOJISHA-UD」というプラットフォームをつくり、セミナーの開催や自治体等の相談に対応する取り組みを始めた。12月23日に1回目のセミナーを開催し、全国から約300人の参加があり、大盛況だった。今後は相談窓口の開設を目指すとともに、各地でセミナーを開催し、全国に広めていきたい。

○小規模店舗のバリアフリー化検討始まる

鉄道やバスには車いすで乗れるようになったが、お店に入れないことが日本の大きな課題である。建物は床面積2000㎡以上の特別特定建築物にはバリアフリー整備義務があるが、店舗内のバリアフリー整備義務はない。そのため、デパート等は入口や通路、トイレは入れるが、お店に入れないという問題が続いている。数年前に国交省では店舗内のバリアフリー整備ガイドラインをつくったが、大きな効果は出していない。根本的に解決するためには、義務の基準を作らなければならない。長年、この問題を要望してきたが、ようやく国交省で検討が始まり、障害者団体へのヒアリングが行われた。2026年から本格的な議論が始まるが、日本最大のバリアフリーの課題なので、効果的な基準を作るように全力で働きかけた。

○UDのタクシー乗車運動

毎年10月末に実施しているUDのタクシー乗車運動は、2025年調査では乗車拒否は22%(前年31%)と減少していた。東京での乗車拒否は前年と同じ8%だったが、着実に減っている。残念ながら東京以外の乗車拒否は減ってはいるものの30%と高く(前年44%)、地方での改善が大きな課題となっている。調査結果を元に国交省に要望し、さらなる乗車拒否の徹底を求めた。

■国立国会図書館を見学してきました！「みなサーチ」をはじめ障害者向けの様々な取り組みがありました



写真：説明をしてくれている杉田さん（3人が座っているテーブルの中央）。

2019年に読書バリアフリー法が成立し、国立国会図書館も障害者の読書環境の整備に積極的に取り組まれています。DPIも何度かヒアリングを受けたのですが、その時の担当者の杉田正幸さん（視覚障害の当事者職員）にお願いして、9月2日にバリアフリー部会のメンバーで、国立国会図書館を見学させていただきました。障害者向けにどのようなサービスや取り組みをされているかお話を伺い、館内を見学させていただきました。

国会図書館は、国会に属する唯一の国立の図書館です。国会議員の調査研究等に利用されるとともに、国内で出版された全ての出版物を収集しています。国会隣の東京本館と、上野の国際子ども図書館、京都の関西館の3つがあるそうです。今回訪問したのは東京本館ですが、本館と新館があり、新館には地下8階まで書庫がありました。普通の図書館と違って、本の貸し出しは行っておらず、書庫にも入れません。パソコンで読みたい本を検索して申請し、カウンターで受け取って閲覧室で読むというスタイルです。研究目的で利用する方が多く、一般にはあまり馴染みはない図書館ですが、2019年に優生保護法の一部改正ができた時に、衆議院と参議院の厚生労働委員長が国立国会図書館に調査を要請し、2023年に調査報告書ができました。そういう立法府の調査研究にも取り組む図書館なんですね。

障害者向けのサービスや取り組み

（1）館内の利用サポート

利用する時に支援が必要な障害者は、カウンターでお願いするとサポートする人がついてくれます。

視覚障害の人等は手引きで目的地まで連れて行ってくださるそうですし、検索が難しい人には手伝ってくれるということでした。

(2) 障害者閲覧室

新館に視覚障害者等が本を読む時のために障害者閲覧室がありました。読み上げソフト等を使う人はこの障害者閲覧室を利用できます。予約したら確実に使えて、当日空いていたら利用できるということです。

広い個室で、DAISYの再生ソフト、スクリーンリーダー、点字方式入力ソフトをインストールし、点字ディスプレイと接続した検索・閲覧用端末や、墨字資料の読み上げ等が可能な音声拡大読書器もありました。また、マイクロフィルムやマイクロフィッシュの閲覧も可能なデジタルマイクロリーダーも設置しています。自分のパソコンやスマートフォンを持ち込んで使用することもでき、電源やWi-Fiも利用できるそうです。視覚障害者だけでなく、一般の閲覧室の利用が難しい障害者の方は利用できるということでした。

(3) パソコンや閲覧室の机

館内にはいたるところに検索をするパソコンが机に設置されていて、たくさんの方が利用していたのですが、この机は手動車いすだと利用しやすい高さでした。席と席の間も広めに配置されていたので、一般のパソコンや閲覧室の机は手動車いすなら問題なく利用できます。さらに、車いす利用者用の机もありました。こちらは広い机で机下の蹴り込みスペースも十分あり、利用しやすかったです。ただ、高さが動かせないものなので、電動車いすでは利用が難しいです。ここは課題ですね。

(4) みなサーチ

視覚障害やディスレクシア、上肢に障害があって紙をめくれないといった活字の図書を読むのが難しい人向けのサービスです。点字、DAISY、テキストデータ、大活字本、LLブック、電子書籍、バリアフリー映像資料などが検索できます。活字を読むのが難しい障害者の方は登録すると、テキストデータをダウンロードできるそうです(300万点以上資料あり)。所蔵資料のテキストデータ化に取り組んでいるそうです。

(5) その他のバリアフリー設備

- ・ 入館するには入り口で荷物をコインロッカーに入れます。車いす用のコインロッカーもあり、車いすが近寄れるようになってとても使いやすかったです。

- ・ エレベーターは全部ありますし、バリアフリースイレは本館の2階と新館の各階にあります。ユニバーサルベッドも配置されていました。

意見交換



写真：意見交換の様子。会議室で机3台+3第を90度に繋げて並べ、9人（うち4人は車いすユーザー）が座っています。

館内の視察の後はサービス運営課の障害者サービス検討班の方々も参加してくださり、意見交換を行いました。今後の課題も共有することができました。

○本館の床が石畳のデザインで、凹凸があり車いすでは移動しにくい。

○電動車いすでも利用できるような上下に動かせる机が欲しい

○案内サインがわかりにくかった。館内は複雑なので、床サインや遠くからもわかるようなサインがあるといい。

○机の配置は、広めにセッティングされており、車いすでも利用できとても良い。

今回の視察で、国会図書館は障害者向けにさまざまな取り組みをされているということがよくわかりました。誰もが図書を利用することができるように、みなサーチをはじめ素晴らしい取り組みをされています。バリアフリーは少し課題もありましたが、概ね利用しやすく整備されていました。

終了後にはさっそく私も含めて数名が利用登録カードを作成しましたので、今度はゆっくり行ってみたいと思います。素晴らしい機会をいただいた国立国会図書館の皆様から心から感謝申し上げます。

報告：佐藤 聡（事務局長）

■【バリアフリーレポート】大分ホーバークラフト乗船記 車いす席あり&LINEで障害者割引チケット購入可



写真：港の陸上に停まっているボートの搭乗口。車いすユーザーと車いすを押す人、誘導のスタッフが乗りこむところ。

2025年9月8日にホーバークラフトに乗ってきました。大分空港と西大分ターミナルを約35分で結ぶ80人乗りの高速船で、7月末から運航が始まりました。圧縮空気で船体を浮かせて走るため、80kmとめっちゃめっちゃ速いのです。世界でイギリスとこの大分しか就航していないそうで、一度乗ってみたいと楽しみにしておりました。車いす席もあり、チケットもスマホで購入できるので、とても快適でした。

チケット予約

HPで時刻表を確認し、問い合わせフォームから車いすで乗船したいと連絡すると、車いす席の数、乗船方法、チケット購入方法を丁寧に教えていただきました。チケットはLINEで購入するのですが、障害者割引運賃（片道千円）で購入できました。（当日、乗船前にターミナルで障害者手帳の確認あり）

ターミナル

大分空港のすぐ隣にターミナルがあり、建物はバリアフリーでした。室内に段差はなく、ユニバーサルベッドのあるバリアフリースイレも完備されています。授乳室も車いすユーザーも利用できそうでした。



写真：広々としたトイレ。右奥の便座、左側に手すり、左手前に手洗い（洗面）、入口右側には折り畳みベッド、左側にはチャイルドシート、左奥にオストメイトが取り付けられています。

復路は雨が降っていたのですが、乗下船するときは、係の人が傘をさしてくれました。

乗船

ホーバークラフトは陸上も移動できるので、駐車場みたいなコンクリートの上に停まっているので、普通の船だと乗る時にブリッジを渡りますが、水位が変わるので傾斜が急になったり、揺れたりしますが、ホーバークラフトはそれがないので、安定していてとても乗りやすいです。船内までスロープで入れますので、とても快適です。



写真：陸上でのホーバークラフト。搭乗口のスロープ（上り）が設置されています。



写真：ホーバークラフトの内側からみた搭乗口スロープ。

室内は椅子がずらっと並んでいて、車いすスペースは前方の左右2箇所にあります。バスと同じような固定方法でした。座席に移乗できる人は、最前列の椅子に座れますので、車いすのまま2台、移乗席が数席、という感じでした。



写真：乗船し、車いすを固定して座っているところ。左側手前に大きな窓があります。



写真：車いす固定席に座って、左の肩の後ろを撮影しています。客席の様子は、左2席、真ん中2席、右2席、それぞれ8列程度（あるいはそれ以上）あります。

船上

広い道路みたいなコースを移動して海に入っていくのですが、入水時の衝撃がなくて、いつ海に入ったのかわからないくらいでした。常に細かい振動はありますが、私が乗船した日は波のない日だったので、船酔いすることもなく快適でした。とても速いです。

到着

35分ほどで西大分ターミナルに到着。こちらのターミナルもバリアフリーで全く問題なし。大分駅まで無料のシャトルバスが出ています。ノンステップバスですので、こちらも快適に利用できました。

往復2回乗船しましたが、いずれのターミナルもバリアフリーですし、チケットもスマホで障害者割引乗車券を購入できます。スタッフの方の対応もとても良く、快適に利用できました。地元の障害者団体の意見を聞いて反映したそうです。

とっても珍しいホーバークラフトを満喫でき、大満足です。ぜひ、皆さんも利用してみてください。

報告：佐藤聡（事務局長）

■第14回移動等円滑化評価会議が開催されました！小規模店舗のバリアフリー化検討へ

2025年9月17日に第14回移動等円滑化評価会議が開催されました。この会議は2018年のバリアフリー法改正で設けられたもので、障害当事者等が参画し、定期的にバリアフリー推進の進展状況を把握し、評価するものです。障害者団体、事業者団体、学識経験者、自治体等で構成されており、毎年2回開かれています。今回の議題は以下の4つでした。

- 第13回移動等円滑化評価会議における主なご意見と国土交通省等の対応状況について
- 国土交通省等におけるバリアフリー関係の取組事例について
- 当事者参画の取組事例の紹介
- その他

第13回移動等円滑化評価会議における主なご意見と国土交通省等の対応状況について

前回出された意見に対し、国交省の対応状況が報告されました。鉄道に関する意見が非常に多く、中でも駅の無人化に関するものが多数ありました。他には、バス、タクシー、空港、高速道路、道路、運賃、交通結節点、信号機、観光、基本構想、心のバリアフリー、ICT、学校のバリアフリーに関する意見がまとめられておりました。

国土交通省等におけるバリアフリー関係の取組事例について

全国10カ所に設けられている地域分科会の開催と内容、バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会（今年の夏にまとまった第4次基本方針（整備目標））、公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会（ウェブサイト、授乳室での搾乳、トイレの環境整備等）、「建築設計標準」の見直し（6月に施行されたトイレ、客席、駐車場の新基準）、8月に取りまとめた新たな公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標（文科省）等が報告されました。

注目はテナント・小規模店舗のバリアフリー化に取り組むことが報告されたことです。小規模店舗はバリアフリー整備義務がなく、新しいお店でも車いすでは入れないものが続々と建設されており、これが日本の大きな課題です。DPIでは長年要望をしてきたのですが、ようやく取り組みが始まることになりました。住宅局からは、建築設計標準で例示しているが実効性のある対策を検討している、現在実態調査をしており、次回の建築設計標準フォローアップ会議で報告する、ということでした。

当事者参画の取組事例の紹介

近畿地方整備局から、大阪・関西万博日本館のUDワークショップの報告がありました。学識経験者7名・障害当事者25名、(施工段階) 学識経験者3名・障害当事者22名が参画し、設計段階で6回、施工段階で4回開かれたということです。全体で182もの意見が出され、検証と反映が行われました。

建物入り口からの回廊はスロープですが、手すり、レールガイド、ラインガイドを設けることによって視覚障害者の誘導の役割も持たせる等の新しい取り組みがされておりました。トイレは様々な意見が出され、モックアップテストも行って検証し、整備したそうです。様々な整備が工夫されていました。

主な意見

- ・新幹線のWEB予約。使いづらくて使っていない。窓口に行っても1時間くらい待たされている。一般の方だとすぐ買えるのに。1時間以上経ってから連絡が来て取りに行くので改善してほしい。
- ・飛行機の搭乗について。航空券を買うときに車いすのサイズ、重さを伝えているが、カウンターで再度同じことを聞かれる。時間かかる。その場でもう一回測られたりして、時間が読めない。早く行ってもギリギリになる。事前に伝えたら、その場ですぐ搭乗できるようになるしてほしい。
- ・バスの乗車について。障害者用介助者用ICカードが出て便利になった。一部のバスは把握していない運転手さんがいる。割引になっているのに再度割引の操作をしたり、手帳の掲示を求められたりする(このカード発行する時に障害者手帳は見せている)。
- ・基本構想はとても大切。2023年度末に334自治体で策定したとあるが、5年ごとの評価、見直しは行われているのか? →点検はしており、事務局は把握している。
- ・障害者権利条約では「他の者との平等を基礎にして」という言葉がある。障害者は長い時間を有するとか不利益が多い。評価の軸の1つ。障害を持たない人との同等性。総点検で改善していくことが必要。
- ・無人駅に関する意見がたくさん出ている。あえて、本当に駅の無人化はあり得るのか。安全性、サービス面で危惧がある。無人は最大のバリア。人の支えは最大のバリアフリー。ホームドアができるまでは有人で、モニターができるまでは人的対応等を含めて考えていかないと大きな問題になる。無人化を前提に議論されている。立ち止まりませんか。
- ・音声情報の視覚化。好事例ではあるが、ツールがわからないと使用できない。スマホで利用できる音声認識アプリが進化し、生活に欠かせない。日常的に使用している。スマホがあれば全て解決しているように見えるが、スマホの費用負担ができない人は利用できない。
- ・様々な障害特性の理解、対策が対応が議論されているが、支援を必要とする人がいる、重複障害もあ

る。特定障害に留まらず、支援が必要な人への配慮、という考え方も必要。

・高速道路の料金所に対する聞こえない人からの質問はモニター、筆談、職員に教育すると書いてある。情報の提供だけでなく、同時に障害者から質問できる方法が必要。

・ホームの段差と隙間。進展がないように思う。都心に行って電車に乗っているが、最近は進展がない。

DPI の意見

1. 新幹線・特急の車いす席の WEB 予約

各社取り組みを始めていただいているが、いまだにどの会社も不十分なままとなっている。介助者の席と一緒に予約・決済できない、障害者割引乗車券が WEB で決済できない等の問題がある。

先週、仕事で関西に行き、会議が長引いてしまい、予約していた新幹線に乗ることができなかった。車いす席は WEB で予約・決済できないので、窓口でしか買うことができない。変更は予約した電車が出発する前に窓口に行かないとできない。今や障害のない人は窓口に行かずにスマホでいくらでも新幹線を変更できる。

車いす使用者のみ著しく利便性が悪く、障害のない人と大きな格差がある。このようなことを改善するためには、WEB での予約決済の改善が不可欠です。必要な要件は 4 つです。

- ① 車いす席を予約・決済できる
- ② 介助者の席も一緒に予約・決済できる
- ③ 障害者割引乗車券を WEB で決済できる
- ④ 緑の窓口に行かずに全て完結できる

鉄道事業者にはこの 4 点を踏まえて改善をお願いします。国交省には各社が速やかに改善するように働きかけをお願いいたします。

2. 香害

香害（かおりがい/こうがい）は洗剤や柔軟剤、芳香剤や制汗シートなど多くの日用品に含まれる石油由来の合成香料などによって頭痛、めまい、吐き気、咳、全身倦怠感、皮膚のかゆみ、アレルギー症状など、多岐に渡りあらわれる健康被害のことでです。

香害や化学物質過敏症で健康被害がでると、公共交通機関では途中下車や車両の変更（車いすでは車両の変更すらも降車駅までできません）、座席や車内や駅空間の合成香料が移香することにより帰宅後の入浴や洗濯を体調不良の中おこなうなどしています。

健康被害が出ると電車やバス、タクシー自体が使えなくなり、通学、通勤、通院など外出自体が困難になるケースも増えてきています。

公共交通機関の職員や利用者に向けた日用品の利用見直しをはかることと合わせて、現在ある消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省の5省庁作成の啓発ポスターの掲示は早急をお願いしたいです。また、公共交通機関に特化した課題啓発ポスターの作成も急務と考えます。ぜひ、ご検討いただきたい。

3. 小規模店舗のBF

テナント・小規模店舗のバリアフリー化に取り組んでいただけるということで、ありがとうございます。ただ、資料を読むと今回はテナントに限定されており、小規模店舗は次の段階となっているが、是非とも、分けることなく、一般の小規模店舗も併せて検討していただきたい。

新規の店舗でも段差があったり、椅子が固定式だったりして、入れない店が続々とできています。これはずっと改善できてない日本のバリアフリーの最大の課題です。ぜひ、新規のお店には段差を設けず、可動式の椅子にする等の最低限のバリアフリーの義務基準を設けていただきたいと思います。

まとめ

今回もたくさんの意見が出され、活発な会議でした。特に注目は小規模の店舗のバリアフリー化を検討すると住宅局から報告があったこと、大阪・関西万博日本館の取り組み報告でした。小規模店舗のバリアフリー化は、特別特定建築物の中のテナントを想定して考えているようですが、一般の店舗も新規店は最低限の基準を課すことが不可欠です。これを引き続き要望していきたいと思います。

大阪・関西万博日本館の取り組みは素晴らしいものでしたので、なぜそういう整備にしたのかという議論も含めて記録として残して欲しいと思います。今後、各地で当事者参画の施設整備が進められる時に、とても参考になると思います。

報告：佐藤聡（事務局長）

■10月1日からJR東日本 上越線、信越線、吾妻線でも乗務員によるスロープ介助スタート！

<https://www.dpi-japan.org/blog/workinggroup/traffic/1001jr-east/>

<ここまで>

⑤ なにわ一水（松江市）：「障害者も誰もが泊まりたくなる宿！」 バリアフリー・ユニバーサルデザインの温泉旅館

<https://www.dpi-japan.org/blog/workinggroup/traffic/matue-naniwa/>

■「第18期バリアフリー障害当事者リーダー養成研修 in 愛知」を名古屋市で開催しました！

https://www.dpi-japan.org/blog/events/18th_leader/



写真；参加者一同（30人ほど、ほとんどが車いすユーザー）、終了証をもって記念写真。

10月13日（月祝）～15日（水）の日程で、「第18期バリアフリー障害当事者リーダー養成研修 in 愛知」を名古屋市内の『ウインクあいち』（一日目と三日目）と『IGアリーナ（愛知国際アリーナ）』（二日目）で開催しました。愛知実行委員会の石田長武さん（AJU 自立の家）に報告を書いていたので、是非ご覧ください。

この研修は公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団様に共催をしていただき、全国各地で障害当事者の意見を取り入れたバリアフリー整備を推進していくため、その中心となって活動する障害当事者の育成を目指したものです。スタートは2007年で、毎年全国各地で開催してきました。

昨年は東京で開催され、今年は2014年の開催以来11年ぶりの愛知での開催となりました。参加者は北は岩手県から、西は徳島県まで全国各地から合計21人の方たちに参加をしていただきました。

今年の研修は来年に愛知・名古屋で開催される『アジア・アジアパラ競技大会』に向けた行政・事業者・障害当事者団の三者によるバリアフリー化の取り組みの紹介、今年7月に開業したIGアリーナUDの取り組みの紹介や視察、そして、アジア・アジアパラ競技大会のメイン会場となる瑞穂陸上競技場改修におけるUDの取り組み紹介等を中心に行いました。

○1日目

愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会 五十川有希子氏に大会の取り組みについて、名古屋市議員 成田たかゆき氏、名古屋市健康福祉局担当局長（地域共生社会推進）田嶋仁美氏からは当事者からの行政・事業者への働きかけ実績について、お話をいただきました。最後にグループワークも行い、地元のマスタープラン等のBF計画の共有をしました。

○2日目

午前中は(株)愛知国際アリーナ 堀内剛紀氏にIGアリーナUDの取り組みについてのお話のあと、UDに関わられた名古屋大学名誉教授 谷口元氏と愛重連 入谷忠宏氏の三者による対談を行いました。

午後は3グループに分かれてIGアリーナを約二時間かけて視察しました。車いすユーザーのために客席を取り外せるVIPルームの見学等、国内最大級のアリーナをじっくりと視察させていただきました。



写真：愛知国際アリーナの観覧スペースからアリーナを見る車いすユーザー6人ら。

最後に名古屋タクシー協会 石川優様にご協力をいただき、UDタクシーの乗車体験を行いました。雨模様であったためIGアリーナ様のご厚意により、アリーナの中で乗車体験を行わせていただきました。

○3日目

瑞穂陸上競技場改修のUDの取り組みについて、名古屋市スポーツ市民局スポーツ施設課課長補佐 大橋亮介氏と竹中工務店名古屋支店設計部 石黒紘介氏にお話をいただいたあと、研修の振り返りと今後の活動についてグループワークを行い、参加者一人ひとり発表を行いました。

今回の研修で印象に残った話の一つとして、IGアリーナおよび瑞穂陸上競技場改修設計担当者お二

人からの、当初はUDに対する意識のバリアがあった、話し合いをしていく中で当事者が求めるUDへの気づきや理解が深まっていった等のお話があり、あらためて建設的対話の大切さを感じました。

参加いただいた皆様には、今回の研修での学びが地元でのバリアフリー運動の一助になればと実行委員会一同願っています。

報告：第18期バリアフリー障害当事者リーダー養成研修 in 愛知実行委員会
AJU 自立の家 石田長武

■特急やくも（JR西）に乗ってきました！車いす席3席、トイレも広く快適です。

2022年に特急車両の車椅子席は新幹線並みの基準に引き上げられました。総席数1001席以上は6席以上、500席以上は4席以上、500席未満は3席以上です。私は新基準を満たした車両は、すべて乗りに行ってみたくと考えており、今回、昨春に導入された特急やくもにようやく乗ることができました。

やくもは岡山駅から出雲市駅間を走る特急で、2024年4月から新型車両の273系が導入されました。以前の車両は1982年から運行されたもので、30年くらい前に乗ったことがあるのですが、車椅子席はなく、カーブの多い路線なので揺れがすごくて、デッキに座っていると車椅子から振り落とされるんじゃないかと思うほどの大きな揺れでした。

新型車両は、導入前にJR西日本の担当者からお話を伺っていたので安心はしていたのですが、実際に乗ってみると、格段に揺れが抑えられ、車椅子席も3席あり、快適に利用できる素晴らしい車両でした。



写真：やくも車内の車椅子席3席。

4両編成で、車椅子席は3号車にあります。私が乗った時は、もう一人車椅子ユーザーの方が乗車されていました。

従来でしたら一緒に乗るのは難しかったのですが、新型は車椅子席が3席ありますから、同じ列車に乗れました。窓側に2席、座席側に1席あり、広さも十分で、窓にも近寄れるので車窓の風景も楽しめました。

窓側の車椅子席には、窓の下に手すり、電源コンセント、非常連絡ボタン、車椅子固定ロープが配置されていました。電源コンセントも車椅子でも使いやすい高さに配置されており、快適です。非常連絡ボタンがあるのも安心ですね。壁にはヒーター？も設置されており、冬でも暖かそうです。

●トイレ



写真：広々としたトイレの中。



写真：車内からみたトイレのドア（開いたところ）。

バリアフリートイレは介助者も一緒に入れるくらいの十分な人さがありました。新幹線より広く、JR 東日本の特急あずさと同じくらいです。

●乗降口とデッキ

乗降口のホームと車両との段差と隙間は、駅によって異なりましたが、岡山駅ではかなり段差が解消されておりました。

デッキは十分な広さがあります。

洗面台も車椅子で利用しやすいように足台付近は蹴り込みがありました。

●まとめ

車椅子席が3席あり、とても快適でした。3席あると乗りたい電車に乗れるようになります。特急は新幹線に比べると本数も少ないですから、車椅子席が1席しかなければ、他の人が予約していたら違う列車に変えなければならず、旅の行程にとっても時間がかかってしまうのです。3席あれば乗りたい電車に乗れる可能性が格段に高くなります。

さらに、スペースは十分ありますから、他の乗客に気兼ねすることもなく、窓にも近寄れて、綺麗な景色を楽しむことも出来ました。車椅子ユーザーにとって、米子、松江、出雲市と山陰地方へのアクセスがとても良くなりました。日本はどんどん良くなっていると実感しました。素晴らしい車両をつくってくださった JR 西日本に心から感謝いたします。

車椅子ユーザーの皆さん、やくもに乗って、山陰地方の旅を楽しんでください。出雲大社もあるし、海の幸も美味しいし、バリアフリーの温泉旅館もありますよ。

佐藤聡（事務局長）

■【UD タクシー全国調査 2025 結果】乗車拒否は 22%に減少、改善の兆し見えるも課題残る。ご協力ありがとうございました。

10月の全国一斉行動！UD タクシー乗車運動にご協力いただきありがとうございました。調査結果がまとまりましたのでご報告します。

▽アンケート集計結果 2025 全国一斉行動！UD タクシー乗車運動（PDF）

2019年、2023年、2024年に実施した調査と比較すると、主なポイントは以下の通りです。

- ① 乗車拒否は減少 27%(2019)→35%(2023)→31%(2024)→22%(2025)、電動車いす 25%(2019)→42%(2023)→29%(2024)→13%(2025)
- ② 東京は乗車拒否が横ばい 21%(2019)→17%(2023)→8%(2024)→8%(2025)
- ③ 東京以外は乗車拒否が減少 29%(2019)→41%(2023)→44%(2024)→30%(2025)
- ④ 研修を受けていない運転手が増加 2.6%(2019)→14.3%(2023)→1.9%(2024)→4%(2025)
- ⑤ アプリ配車の拒否が増加 36%(2023)→11%(2024)→20%(2025)

昨年に比べて乗車拒否は9ポイント減少しましたが、22%と高い水準です。

東京での乗車拒否は8%と昨年と同じでしたが、東京以外の地域では30%と高い状態です。

11月5日には国交省を訪問し、担当課に調査結果をご報告し、障害を理由とした乗車拒否がなくなるように、さらなる取り組みと事務連絡の発出を要請いたしました。

これからも、誰もが利用できるUD タクシーを目指し、活動を続けていきたいと思っております。

▽要望書「UD タクシーの車いす乗車拒否改善のお願い」

〇25年11月5日

国土交通省 物流・自動車局長 石原大様

ユニバーサルデザインタクシー車いす乗車拒否改善のお願い

特定非営利活動法人 DPI 日本会議 議長 平野みどり

障害者・高齢者等の移動の円滑化にご尽力いただきありがとうございます。

DPI 日本会議では、2025年10月24日（金）を中心に「全国一斉行動！UD タクシー乗車運動」を実施しました。全国16都府県で、延べ69名が車いすUD タクシーへの乗車を行い、データを収集しました。2019年、2023年、2024年に実施した調査と比較すると、主なポイントは以下の通りです。

乗車拒否は減少 27%(2019)→35%(2023)→31%(2024) →22%(2025)
電動車いす 25%(2019)→42%(2023)→29%(2024) →13%(2025)
東京は乗車拒否が横ばい 21%(2019) → 17%(2023)→8%(2024) →8%(2025)
東京以外は乗車拒否が減少 29%(2019) → 41%(2023)→44%(2024) →30%(2025)
研修を受けていない運転手が増加 2.6%(2019)→14.3%(2023)→1.9%(2024) →4%(2025)
アプリ配車の拒否が増加 36%(2023)→11%(2024) →20%(2025)

昨年に比べて乗車拒否は9ポイント減少しましたが、22%と高い水準です。東京での乗車拒否は8%と昨年と同じでしたが、東京以外の地域では30%と高い状態です。

これまで国土交通省におかれては、乗車拒否をなくすために事務連絡を発出するなど積極的に対応をしてくださいました。今回の結果を踏まえ、改めて以下取り組んでいただけますようお願い申し上げます。

とりわけ以下1から5に関しては、改めて事務連絡の発出をお願いいたします。

要望事項

乗車拒否の徹底

事業者と運転手に対して、障害を理由とした乗車拒否や配車の制限を行わないように徹底してください。とりわけ、東京都以外の地域の事業者に対し、これまで以上の強い働きかけをお願いします。

また、電動車いすはUDタクシーに乗車出来ないという偏見が依然として広まっています。電動車いすであることを理由に乗車拒否を行わないように、事業者と運転手に徹底してください。

運転手の研修

全てのUDタクシーの運転手が、車いす乗車の研修を繰り返し受けるように、事業者に働きかけてください。

事業者ごとに定期的な研修をお願いします

乗車拒否は減っているのですが、車いすの乗降方法を覚えている運転手はほとんどおりませんでした。最初に一度だけ研修を受けた運転手がほとんどで、その後は研修をしていないので忘れてしまったということでした。ジャパントクシーの車いす乗降方法は作業手順が多く、どうしても忘れてしまうため、定期的な研修が不可欠です。是非とも、定期的な研修を事業者ごとに実施するように働きかけをお願いします。

実車を使った研修

東京タクシーセンターや、事業者で車いす乗降の研修を実施しているようです。以前は参加した運転手一人一人が車いす乗降の実技を行っていたそうですが、現在は講師が手本を見せて、運転手は見てだけで実技はないようです。これでは研修として不十分です。一人一人が実車を使って乗降研修を行うことが不可欠です。是非とも、改善を働きかけていただけますようお願いいたします。

全国でUDタクシーを指定した配車

全国各地で、UDタクシーを指定した予約や配車、アプリでのUDタクシーの指定が出来るように、事業者働きかけてください。

車いす乗車を妨げる備品を設置しない

コロナ禍では飛沫防止シートが設置され、これが外せないことを理由に乗車を拒否されることがありました。また、最近では助手席のヘッドレスト裏にモニターを設置したために、助手席が折り畳めない車両もあります。車内の備品の設置は、UDタクシーとしての機能を阻害することがないようにしてください。

UDタクシーのステッカーを貼っていない車両

地方ではトヨタのジャパンタクシーなのに、UDタクシーのステッカーを貼っていない車両があります。この車両はUDではないと言い、車いすの乗車を拒否する事例がありました。

以上の5点については、改めて事務連絡の発出をお願いします。

新たな車両の開発

運転手の負担が少ないように車いす乗降が簡素で、大きな車いすも乗車できる新たなUDタクシー車両の開発を、障害当事者の意見反映の上で開発するように、メーカーへ働きかけをお願いします。

※この運動は事業者やドライバーさんを批判することが目的ではありません。

誰もが利用できることを目指して誕生したUDタクシーの理念に則り、車椅子ユーザーもUDタクシーに乗車できるようにすることが目的です。

■12月23日(火) 建築プロジェクトの当事者参画推進セミナー2025 (DPI 共催イベント)

表記のイベントを開催しました。

東京2020オリパラ大会の施設整備で本格化した当事者参画によるバリアフリー化の動きの中で、東京都福祉局は2024年3月「当事者参画で進めるユニバーサルデザインの施設づくり」を、国交省住宅局は2025年6月「建築プロジェクトの当事者参画のガイドライン」を発出しました。国交省は同時に2030年度時点の都道府県・政令市等の公共特別特定建築物の設計段階での当事者参画を100%とする目標を掲げました。

当事者参画を推進するために何より重要なのは、関わる人材(当事者、設計者、研究者、行政)の確保です。そこで、本セミナーでは、建築プロジェクトにおける当事者参画の意義と目的を理解し、全国の当事者参画を推進する人材確保・研修を目的としています。

本セミナーを通して、私どもでは「建築プロジェクトの当事者参画プラットフォーム(TOJISHA-UD)」(日本建築士連合会、DPI日本会議、日本視覚障害者連合、日本福祉のまちづくり学会)を構築し、当事者参画に関わる全国各地の皆さんからの相談事業を展開する予定です。

期日：2025年12月23日（火）13：30～16：30
会場：ZOOM ウェビナー+会場 50名（東京建築士会）
東京都中央区日本橋富沢町11-1 富沢町111ビル5階

セミナー内容

総合司会：菅原麻衣子（日本福祉のまちづくり学会）

挨拶：杉野友香（国交省住宅局建築指導課）

小野田吉純（日本建築士会連合会）

1. 開催趣旨と当事者参画プラットフォーム（TOJISHA-UD）構想（10分）

高橋儀平（日本福祉のまちづくり学会 当事者参画とUD評価特別研究委員会）

2. 建築プロジェクトの当事者参画への期待と意義（40分）

①佐藤 聡（DPI 日本会議）

②渡部安世（全日本難聴者・中途失聴者団体連合会）

③三宅 隆（日本視覚障害者団体連合）

④川口孝男（日本建築士会連合会 まちづくり委員会 福祉まちづくり部会）

3. 解説：国交省「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」（15分）

杉野友香（国交省）

4. 当事者参画設計好事例を学ぶ（70分）

【当事者が経験した事例】

①工藤登志子（DPI 日本会議）

②逢坂 忠（日本視覚障害者団体連合）

【設計者が経験した事例・建築士としての関わり方】

③石井隆司（愛知県建築士会）

松橋雅子（秋田県建築士会）

④高橋秀通（日建設計）日本館の当事者参画

【行政が経験した事例】

⑤坪井正幸（水戸市役所）水戸新庁舎整備事業

⑥小川侑太（府中市役所）府中新庁舎整備事業

5. 討論と事前質問への回答（15分）

（参加申し込み後に質問フォームを送信）

進行：高橋儀平

閉会挨拶：佐藤克志（日本福祉のまちづくり学会）

閉会・お知らせ：菅原麻衣子

情報保障

字幕＋手話通訳配信あり。

主催：日本福祉のまちづくり学会 当事者参画と UD 評価特別研究委員会

共催：日本建築士会連合会、東京建築士会、DPI 日本会議、日本視覚障害者団体連合（予定）

後援：国交省、文科省、東京都（予定）

■DPI 当事者参画プロジェクト～私たちのまちのスタジアム・劇場等を当事者参画でユニバーサルデザインへ！～

DPI バリアフリー部会では、みなさんの地域に建設予定のスタジアム・アリーナ・劇場等を当事者参画で誰もが一緒に楽しめるものになるように、サポートする取り組みを始めます。

東京オリパラでは、世界の基準を導入し、誰もが一緒に楽しめるスタジアムやアリーナが建設されました。

国立競技場には車椅子席が 500 席設けられ、様々な場所を選ぶことができ、前の人が立ち上がっても視界を遮られることがないようにサイトラインの確保もされました。

このような素晴らしいスタジアムを全国に広げていきたいと考えています。

いま、全国各地で、サッカーやバスケットボール等の会場となる新しいスタジアム・アリーナの建設計画が続々と発表されています。

誰もが一緒に楽しめるようにするためには、初期段階から障害当事者の参画が不可欠です。

DPI ではこれまで、国立競技場、新秩父宮ラグビー場等の計画に働きかけ、ユニバーサルデザインワークショップ (UDWS) へ参加し、当事者の意見反映を行ってきました。

ぜひ、地元で建設計画がある場合は、初期段階から当事者参画を働きかけてください。具体的にどのような働きかけをするか、どのような提案を行うか等を DPI がサポートします。

我がまちのスタジアム等の計画に働きかけを行いたいという団体は、ぜひ、DPI のバリアフリー部会（佐藤）までご連絡ください。

誰もが一緒に楽しめる真のユニバーサルデザインのスタジアム等を創りましょう！

連絡先：DPI 日本会議 佐藤聡

satoshi●dpi-japan.org（※●を@に変更してお送りください。）

■JR 西日本 七尾線の一部の駅で乗務員によるスロープ介助がスターとしています！

JR 西日本では、今年の 11 月から JR 七尾線の一部の駅で乗務員によるスロープ介助を試行的にスタートしています。対象駅は、宇野気駅、高松駅、羽咋駅、七尾駅、和倉温泉駅（特急能登かがり火のみ）です。

乗務員によるスロープ介助は、2022 年から JR 九州、JR 東日本、JR 東海、JR 西日本、JR 四国の一部の駅で実施されています。沿線にお住まいの車椅子ユーザーの方、ぜひ、乗ってみてご意見をお寄せください。

▽JR 西日本のホームページ（外部リンク）

https://www.westjr.co.jp/press/article/items/251027_00_press_eki_support_1.pdf

【参考】

⑪10月1日からJR 東日本 上越線、信越線、吾妻線でも乗務員によるスロープ介助スタート！

⑩6月1日からJR 東日本 越後線の一部の駅で乗務員によるスロープ介助スタート！

⑨JR 東日本 2024年12月1日から両毛線（高崎～小山駅間）でも乗務員によるスロープ介助スタート！（PDF）

⑧JR 東日本 2024年4月から相模線も乗務員による乗降介助スタート！（PDF）

⑦JR 東日本 2023年6月から千葉県内でも乗務員による乗降介助スタート！（外部リンク）

※対象駅：総武本線、成田線、外房線、内房線、久留里線の一部駅

⑥JR 東日本 2023年3月18日から青梅線でも乗務員による乗降介助スタート（PDF）

※対象駅：青梅線 日向和田駅、軍畑駅、川井駅

⑤JR 四国 2022年12月20日から鳴門線で乗務員のスロープ介助スタート（PDF）

④JR 西日本 2022年9月1日から福塩線の一部駅で乗務員のスロープ介助スタート（PDF）

※福塩線：備後本庄駅・道上駅・駅家駅・近田駅・戸手駅・高木駅・鶴飼駅

③JR 東海 2022年6月1日から飯田線でスタート！（PDF）

※飯田線：山吹駅・下平駅・桜町駅・鼎駅・下山村駅・駄科駅・川路駅

②JR 東日本 2022年3月12日から一部路線で乗務員のスロープ介助スタート！（PDF）

※試行対象駅：左沢駅（左沢線） 女川駅（石巻線） 東名駅・野蒜駅（仙石線※1）※ 郡山富田駅・磐梯熱海駅（磐越西線※2） 北中込駅・臼田駅・八千穂駅・馬流駅・松原湖駅・佐久海ノ口駅・甲斐小泉駅（小海線）

①JR 九州 2022年2月1日から香椎線で乗務員のスロープ介助スタート！（PDF）

※香椎線：西戸崎駅～宇美駅 ※駅の構造により、対応出来ない駅あり。

3. 権利擁護部会

○カスタマーハラスメント防止措置運用指針への働きかけ

顧客等から暴行や暴言、不当な要求などの「カスタマーハラスメント」が大きな社会問題となり、6月にはカスタマーハラスメント防止法が成立した。DPIでは、旅館業法の改正時と同じように、障害者が社会的障壁の除去を求めることはカスハラ行為に当たらないことを明記するように運用指針への働きかけを行った。

※詳細はピックアップコーナー参照

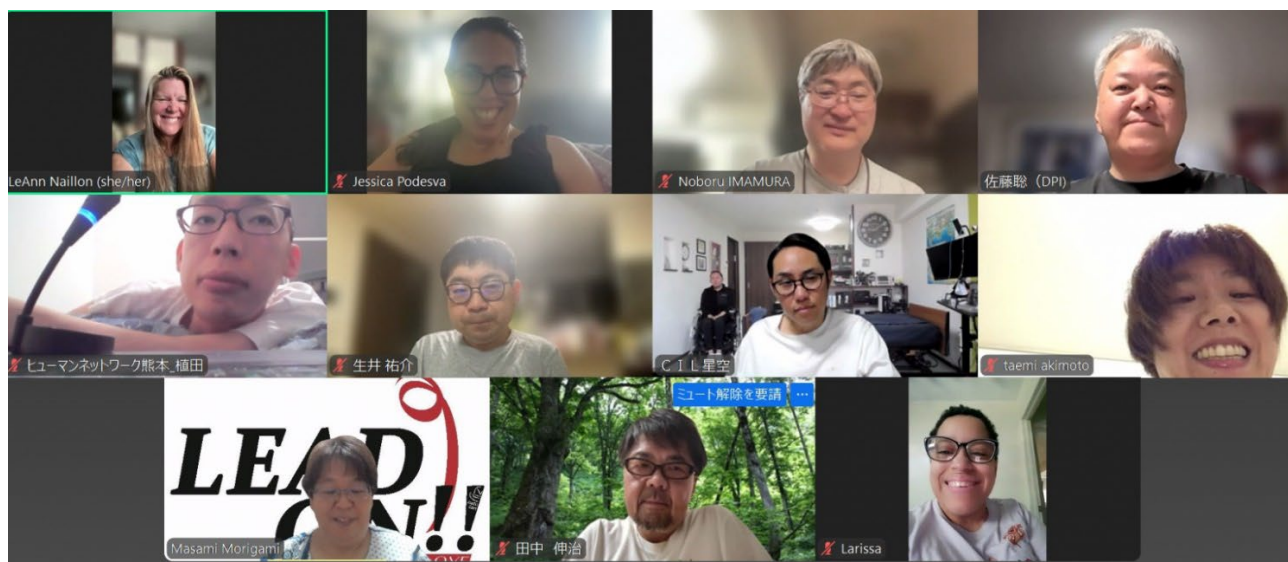
○強制入院と長期入院を問う DPI 政策討論集会権利擁護分科会

2022年に国連障害者権利委員会から日本政府に出された総括所見では、非自発的入院の廃止が求められている。2019年に発覚した神出病院事件、2023年の滝山病院事件等いまだに毎年のように大きな虐待事件が起きている。

権利擁護分科会では、5人の講師に登壇していただき、日本の精神科病院での人権侵害の実態、大阪の精神障害者権利擁護検討協議会の取り組み、海外の精神科病院の取り組み、障害者権利条約の求めているもの等をご報告いただいた。

報告・ホームページに掲載した記事より

■アメリカでは減税法案が成立し、障害者の地域生活が危機的状況に！ NCIL のジェシカさんにアメリカの状況を聞きました。



写真：オンライン会議画面、ヒアリングに参加した皆さん（11人）の顔が並んでいる。上段左から2人目がジェシカさん。

2025年7月4日（金）にアメリカで減税法案が成立したというニュースが流れました。この法案には、個人の所得減税の恒久化、チップや残業代への課税の一定期間免除、国境警備の資金増額、気候変動対策の事業廃止や縮小等が盛り込まれていますが、障害者への影響が大きいのが、メディケイドの歳出削減策です。

メディケイドとは低所得者を対象とした医療費を援助するプログラムで、障害者の介助サービスや補装具の支給、手話通訳等の情報保障費等もここに含まれています。そのため、障害者が利用している介助サービスが大幅にカットされかねない危機的状況になっています。

7月16日(木)に全米障害者自立生活センター協議会(The National Council on Independent Living: NCIL)の権利擁護と公共政策ディレクターの Jessica Podesva さんにお話を伺いましたので、報告します。

Jessica さんからお聞きしたこと

この法案を阻止するために12週間ワシントン D.C.に滞在してロビー活動を展開してきた。痛ましいことに法案が通ってしまったのは本当に残念だが、中身のいくつかは阻止することができた。例えば、メディケイド改正案によって、州が病院に多くの税金を課す(政府はお金を出さない)ことは阻止した。

この法案はダイレクトにメディケイドの予算をカットするのではなく、メディケイドの運用方法や、州の負担割合、受給資格など、いろんなことを変更して予算をカットするもの。結果として1700万人がヘルスケアを受けられなくなるのではないかとされている。

この法案が通ったことで、各州でどのくらいの影響があるのか、財政力がある州とない州では違いがあるし、障害者施策に積極的に取り組んでいた州とやってこなかった州は大きな差が出るだろう。

州ごとのプログラム(介助サービス等)を出来るだけ削減させず、充実させるように私たちは頑張らなければならない。心配しているのは、利用者主体の介助サービスが私たちの理念だが、その文言が明確に入っていないため、州によっては事業者がやりやすい介助サービスに変わってしまい、利用者主体の介助サービスでなくなってしまうことだ。

安楽死の法制化を認める州が増えてしまうのではないかとということも懸念している。”Not Dead Yet”(まだ死んでいない)と長年パートナーを組んできた患者の権利ファンドがある。そこと協力して、優生思想とみなされる事案には裁判を起こし、全米で優生思想的な方向にいくことを食い止める活動をしたい。障害者の支援が困った時に尊厳死・安楽死が問題解決の1つのような安易な考えは認められない。

大事なことはここからの取り組み。来週には NCIL のカンファレンスが予定されており、脱施設をテーマに例年よりも大規模なデモを準備している。デモの後には国会議員へのロビー活動を展開し、より多くの情報を集めたい。法案の細則はこれから決まっていくので、どうやったら問題を最小限に食い止められるか、新しい法案を作ることによって変えられないかということも検討している。

来年には国会議員の選挙があるので共和党の議員の中にはこの法案を通した後で、相反する法案を出して、障害者の敵にならないようにしよう考えている議員もいる。対話をする機会を設けることによって、議員や役人にプレッシャーをかける。法案を通した議員にはどう責任を取るのか追求し、必ず責任を取らせる。

危機的状況になったが、一方で危機だからこそ新しいチャンスは必ずくると信じている。危機をチャンスに変えて、一丸となって運動を展開し、障害者が地域生活を送れる法案を新たに作っていくようにしたい。

この運動の原点は、施設にいた障害者が起こした。彼らにできたんだから、我々に出来ないはずがない。やるしかない。

■「民法(成年後見等関係)等の改正に関する中間試案に対する意見書」を提出しました。

DPI 日本会議は、2025 年 8 月 25 日付で「民法(成年後見等関係)等の改正に関する中間試案に対する意見書」を提出しました。

本意見書は、国連障害者権利条約の理念に基づき、どんなに重い障害があっても必要な支援を受けながら地域で暮らし、自らの意思で決定できる社会を実現するため、成年後見制度の見直しが障害者の権利保障につながるものとなるよう求めるものです。

▽意見書

2025 年 8 月 25 日

民法(成年後見等関係)等の改正に関する中間試案に対する意見書

(特定非営利活動法人) DPI(障害者インターナショナル) 日本会議

議長 平野みどり

はじめにー民法改正の中間試案への意見の前提

DPI(障害者インターナショナル) 日本会議は、全国 89 の障害当事者団体から構成され、障害の種別を越えて障害のある人もない人も共に生きるインクルーシブな社会(共生社会)の実現に向けて活動を行っている団体です。国連経済社会理事会の特別諮問資格も保有し、国連での活動等、国際的活動も幅広く行っています。

中間試案に対する意見を述べる前に、まずは、今回の成年後見制度の見直しについて、民法改正ではない点も含めて改革の全般的な方向性について DPI の考え方について述べます。

DPI の活動の根底にある理念は、社会参加の不利の原因は個人の機能障害ではなく社会環境にあるとする「障害の社会モデル」と、障害の社会モデルを基に障害のない人と実質的に平等な法制度を確立すべきとする「障害の人権モデル」に即した法制度の実現です。すなわち障害者権利条約(以下、権利条約)に規定されている障害者の権利の実現と保護となります。

今回の見直しは、2022 年 10 月、国連障害者権利委員会より出された日本に対する総括所見を踏まえることが重要です。具体的には、必要な支援を受けながら、どんなに重い障害の有る人も障害のない人と「平等に」自らのことは自らが決めること(自己決定。条約上は自律)(権利条約第 3 条)、入所施設や病院ではなく地域で暮らせるインクルーシブ社会の実現(同第 19 条関連)、障害に基づく差別(障害に基づく区別・排除・制限/合理的配慮の不提供)の解消(同第 5 条他)、精神障害者の強制入院制度の廃止(同第 14 条)や障害の有無で分けられないインクルーシブ教育の実現(同第 24 条)などがあげられます。

どんなに障害が重くても、必要な支援を受けながら障害のない人と「ともに」生きることができると法制度の実現には、全ての人の法的能力(行為能力・権利能力)の承認とそれを支える支援体制の構築(同第 12 条他)が必要であり、今回の成年後見制度の見直し=民法改正は重要な一歩と考えます。

しかしながら、障害者の法的能力の承認と能力の行使のためには、今回の民法の改正以外にも、社会福祉制度の充実や消費者保護制度の拡充など、意思決定支援や権利侵害の防止体制を確立・強化していくことを同時並行で行うことが必要です。例えば、重度訪問介護の対象を拡大することや日常生活自立支援事業の拡充が求められます。また、障害者の権利を十分に理解した権利擁護のための人材を育成し、権利擁護のための公的な制度の創設なども必要です。

以上を前提として、以下、中間試案に対する意見を述べます。

中間試案への意見

■前注 | 用語について

新制度における代理権や同意権等を付与される者につき、「保護者」という名称は適切ではないと考える。障害者の権利を擁護（保障）するための制度であるということ、非自発的入院制度を想起させる精神保健福祉法上の旧「保護者」制度や現行、医療保護入院を想起させることなどが理由である（本 DPI の意見では「保護者」は中間試案の意で使用する）。

■第 1 の 1 (1) 開始の要件及び効果（試案 P.1-4）

この中では乙 1 案（試案 P.2）に賛成する。

乙 1 案は、判断能力について「事理弁識能力が不十分であること」の場合と、「事理弁識能力を欠く常況」の二つを基本的に分けなくて、請求権者の請求で保護者に代理権を与えるかどうかの必要性などを個別に裁判所が判断することで、最低限、権利条約が求める包括的代理権の撤廃に沿うものである。

甲案は現行の制度とあまり変わりがなく、乙 2 案は、保護者に典型的に取り消し権や代理権を与えることができるため、必要最低限の法的能力の制限とならない恐れが生じる。

例えば、入所施設の入所や退所について、障害当事者が希望する「入所たくない」や「退所したい」の意思が後見人によって尊重されない事例が DPI にも複数寄せられている。これは、一義的には後見人に期限のない包括的代理権を付与する現行制度上に問題があるからである。

■第 1 の 1 (1) 事理弁識能力、制限行為能力制度、審判の開始について

上記、乙 1 案においては、事理弁識能力制度、一律に法律行為を制限してしまう制限行為能力制度の見直しが求められる。

現行制度のように事理弁識能力の程度によって類型化するのではなく、あくまでも制度利用の前提として判断能力の不十分さを認定することで十分である。

判断能力の有無や程度は本人や保護者（中間試案上の）の申し立てにより裁判所が認めた範囲においてのみ考慮されるべきであり、そうした法制度の整備が必要である。

よって、新たな制度に必要とされる判断能力の性質は現行の「事理弁識能力」と変わってくるので、改正民法における当該の用語も当然変えるべきである。

さらに、新たな判断能力については、現行法上の「精神上の障害により」という「障害」要件はなくすべきである。また、乙 1 案で改正が進められれば、現行制度の開始審判は必要なくなる。

DPI ではかねてより、後見人、保佐人等による自己決定権の侵害の要因となってきた包括的代理権等の廃止、制限行為能力制度の廃止を求めてきた。今回の改正では、社会環境の整備状況を鑑みると代理権や同意権の付与はやむを得ない部分があるが、少なくとも、権利行使の重大な制限となっている本人が必要とする支援の内容とは関係ない法律行為についてまでも一律に行為能力を制限する現行制度は、必ず変えるべきである。

■第 1 の 1 (2) 本人の同意 (試案 P.4~7)

甲案に賛成する。ただし、同意権や代理権付与の例外要件は、本人の生命や身体、財産保全などに著しい不利益のある場合など、最終手段(ラストリゾート)として厳格に定めるべきである。

甲案は、後見などの保護を開始する審判(家庭裁判所の審議)や、保護者の同意があるかどうか、代理権を保護者に与えるかどうかの審判を始めるときには、例外はおきつつも原則として本人の同意が必要、という案であり、これは障害者権利条約の要請である。

■第 2 の 1 (法定後見の終了) (試案 P.8~11)

第 1 の 1 (1) で乙 1 案を採用することを前提に、(2) に賛成する。ただし、代理権 同意権等の付与の審判を取り消す場合、本人の同意を要件とすることは慎重な検討が必要である。

現行の成年後見制度では、本人が制度利用の終了を望んだり、後見などの保護の必要がなくなっても事実上終了できない。終了できる制度にすることがまずは大切である。

判断能力(現行の制限行為能力制度による)を要件とせず、本人が、福祉サービスなどを十分に受けることができるようになったなど、後見などの保護が必要なくなったと裁判所が認める場合は、本人や保護者などの請求権者の請求を検討し、代理権を与える審判(裁判所の決定)を取り消す制度とすべきである。

■第 2 の 2 (法定後見に関する期間)

法定後見についての期間は決めるべきであり、甲案には反対である。乙 1 案、乙 2 案共に、実質的に定期的に制度利用の見直しが行われる案であるが、DPI としては、どちらかといえば、乙 1 案に賛成である(乙 2 案も排除するものではない)。

「期間」を決めるかどうかは終わることができる制度への変革の重要な点である。代理権や同意権の終了の期間を定め、制度利用の更新が必要だという保護者などの積極的な申立の上で、更新するかどうかを決める方法が、より、本人の当該法律行為の制限を必要最小限なものとするところではないかと思われるためである。

必要がなくなっているのに、本人を含む請求権者の自発的な代理権取り消しの申し立てだけでは、漫然と本人の代理を許す制度が継続してしまう恐れがあるためである。

■第 3 の 2 保護者の解任(交代)等

乙 2 案に賛成する。

後見人等の自発的な辞任以外に、後見人等を交代させることができる制度が必要である。

欠格事由については、不正などの解任自由と欠格事由の連動については現行制度の維持が必要だが、新たな制度上で請求権者からの請求による解任全てが欠格事由と連動してしまうのは問題がある。請求権者については、現行法上の請求権者に加え、福祉3法における市町村申し立て案件については、市町村長も請求権者とするのが求められる。

DPIとしては、障害者本人の意向に反し後見人等が代理権などを行使し、施設に入所させたり、退所をさせない事例が複数寄せられていることから、例えば障害者本人の日常の状況をよく知る福祉事業者が解任等の請求に対して権利擁護の意味できちんと関与できる道筋が求められる。

以上、中間試案に対する DPI の意見とします。最後に、繰り返しになりますが、今回の民法改正による後見制度の改革が、障害者権利条約が求める理念や法制度に一步でも近づくことができる改正となるよう、障害当事者団体として強く求めます。

今回の見直して終わらないように、障害者権利条約が求める「代理決定から支援付き自己決定への転換」の実現のためのロードマップの作成と継続した検討・見直しを利用促進計画等にきちんと明記してください。

また、政府全体に対して、成年後見制度の見直しと並行して、福祉サービスの充実や見直しなども進めるよう、改めて強く求めます。

■強制入院と長期入院を問う ー第 14 回政策討論集会・権利擁護分科会 報告と参加者感想ー

第 14 回 DPI 障害者政策討論集会（2025 年 11 月 29 日（土）、11 月 30 日（日））の 2 日目の権利擁護分科会では「強制入院と長期入院を問う！」をテーマに、宇都宮病院事件の裁判経過を手がかりに、医療保護入院をはじめとする強制入院の決定プロセスや制度の欠陥、隔離・身体拘束などの実態、さらに滝山病院事件の課題や大阪での病棟訪問（オンブズマン）等の取り組みについて共有し、日本の精神科病院における入院制度と権利擁護のあり方を問い直す議論が行われました。報告と参加者感想をご紹介します。

こんなことが報告されました

宇都宮病院事件（2018 年、家族の依頼で無理やり病院に連行され、医療保護入院をさせられたとして男性が提訴した）を手がかりに、医療保護入院制度をはじめとする強制入院がどのような判断のプロセスにおいて決定されているのか、本人の意思や十分な説明がないまま入院が決められてしまう構造や、この制度が運用次第で容易に乱用され得る危険性があることが共有されました。さらに、裁判（2025 年 5 月、宇都宮地裁）での論点として、医療保護入院そのものの違法性、本人への説明義務違反、入院継続判断の正当性、複数の医師や病院による共同不法行為の責任などがあることが整理され現行制度の根本的な欠陥と、運用上の問題点が確認されました。

また、精神科を体験した当事者の話として、閉鎖病棟での生活、隔離や身体拘束、面会制限や持ち物制限といった劣悪な生活環境の中で、本人の尊厳がどれほど侵害され、人生への大きな負荷（特に、長期入院がもたらす「人生被害」）の深刻さが語られました。

さらに、滝山病院事件（2023年、東京都八王子市の精神科病院で看護師が患者への暴行の疑いで逮捕された）をめぐっては、当事者や支援者による病院への申し入れ、東京都や国への働きかけ、議会への要請など、制度や法律そのものを変えていくための粘り強い運動が継続されていることが報告されました。

大阪では、大阪精神医療人権センターが実施している病棟訪問（オンブズマン）の活動実践や活動報告書『扉よひらけ』発行、さらに大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会の仕組みなど、入院中の人の声を直接聞き、問題があれば改善につなげていく官民の取り組みが環境改善に果たしてきた役割について共有されました。

以上の報告を通じて、精神障害のある人の非自発的入院を「治療」ではなく「差別」の問題として捉える視点、障害者権利条約（CRPD）に基づく国際比較、アメリカのオルムステッド判決（Olmstead v. L. C., 1999年。は障害者が施設ではなく地域で暮らす権利を法的に認めた）などを踏まえながら、隔離や排除ではなく、地域の中で共に生きる社会をどのようにつくっていくのか、その必要性和方向性が改めて確認されました。

報告：佐藤聡（事務局長）

参加者感想

分科会に参加して心に残ったことは2つあります。1つは医療保護入院・強制入院といった患者を守るための仕組みが苦しめる要因になってしまっていることです。登壇者の報告で強く感じたのはたにぐち氏の詩でした。「自分が望まない船旅を社会や家族に続けさせられているからこそ時間が経つと船に居ることが常態化していく」という内容でした。私は精神科病院に実習生として学びに行ったことがあります。コロナ禍もありしっかりと患者の皆さんに話を聞くことができませんでした。今回の登壇者の話を聞いて、改めて精神保健福祉法の撤廃、医療保護入院・強制入院を含めた長期入院の是正が必要だと感じました。

もう一つは、精神分野の問題を自分事として周りに発信していくことです。私は数年間入所施設での長期間に及ぶショートステイを経験しました。その後、自立生活を始めた時に行政から「施設で良いのではないか」と言われました。当たり前前に地域で生活することを前提にされていない状況が10年経っても変わっていないことに怒りが湧いてきました。

障害者運動のこれからを考えると活動する分野を分けず、全ての社会課題に問題意識を持って取り組んでいく必要があります。そのためには今回学んだことを所属団体でしっかりと共有し、精神分野で活動する他団体に協力できるようなつながりに深化していけるよう働きかけていきたいと思えます。

感想：柳原 康来（愛知県重度障害者団体連絡協議会 事務局次長）

4. 国際部会

Bangladesh のサターン・デュラル氏が世界会長に選出され、組織体制づくりに DPI 日本会議の協力が期待されている。アジア太平洋評議会は DPIAP を法人登記の協議をおこなっている。

JICA 草の根事業「南アフリカ国障害者自立生活センターの拡大と持続的発展」では、9 月にハウテン州州議会の来日、9-10 月と 11-12 月の現地訪問があり、令和 7 年 障害者白書で紹介された。

8 月の第 9 回アフリカ開発会議 (TICAD9) では、トーゴからコミヴィ・アヤソウ DPI 世界副議長が外務省招聘で来日し NGO 主催のイベントでは報告を行い、横浜宣言に「障害者」の記述が入りなど成果があった。10 月の「自立支援センターぱあと」での地方研修を含む JICA 課題別研修「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化」に、研修員 7 名が参加した。JICA 北海道センター障害者就労支援コースでも、9-10 月に 8 カ国の行政官や NGO の担当者の研修を行った。

JICA 障害主流化ガイダンスノートは全 8 分野の分野別ガイドライン・共通ガイドラインが完成した。「JICA プロジェクトストーリー TAMPOPO」が出版され、11-12 月に JICA 主催出版記念セミナー、大学・高校でのセミナー・シンポジウムが実施された。

SDGs では、7 月の国連ハイレベル政治フォーラム (HLPF2025) に、笠柳事務局長補佐が朝日新聞主催のユースツアーで派遣された。

報告・ホームページに掲載した記事より

■ DEI (多様性・公平性・包摂性) は障害分野でどう生かされるか 一第 14 回政策討論集会・国際・障害女性合同分科会 報告一



写真:会場全体の様子

第 14 回 DPI 障害者政策討論集会 (2025 年 11 月 29 日 (土)、11 月 30 日 (日)) の 2 日目の国際・障害女性部会合同分科会では「DEI (多様性・公平性・包摂性) は障害分野でどう生かされるか」をテーマに、DEI の基本的な考え方を整理しながら、障害のある女性らが直面する複合差別の課題との関連を考察しました。

あわせて、国際的企業による DEI とアクセシビリティの実践、さらにアメリカ在住の当事者からの現地報告や研究者の視点も交え、DEI を手がかりに権利保障を前進させるための議論が行われました。

下記、第 2 日目に開催した国際・障害女性部会合同分科会の報告と参加者感想をご紹介します。

こんなことが報告されました

DEI (多様性・公平性・包摂性) が近年広く用いられるようになってい一方、社会全体で十分に理解・共有されているとは言い難い現状が確認されました。反インクルージョンの潮流にも抗しながら、DEI の観点を手がかりに、障害女性の課題をメインストリーム化していく必要性が共有されました。

DEI の基本要素として、多様性は人種・性別・階級・障害など社会的アイデンティティの違いを尊重し共存をめざす考え方であること、公平性は「機会の平等」だけでなく個々の背景に応じた支援を通じて「成果の平等」をめざす視点であること、包摂性は誰もが歓迎され自己表現できる文化をつくり、意思決定の場に周縁化された人々を意図的に招き入れるプロセスであることが解説されました。

DEI は「誰がいるか」だけではなく「どう扱われているか」が重要であり、制度面・プログラム面・教室内・個人内という 4 つの基盤的要因があることが共有されました。また、DEI 施策への抵抗には、支持の欠如や非協力といった間接的攻撃、表面的には支持しつつ非協力的に振る舞うケースなど多様な形があるため、抵抗の力を理解したうえで対話を通じたアプローチが必要であることが指摘されました。

障害女性の複合差別は、性差別と障害者差別が同時に生じることで可視化が難しく、本人も周囲も認識しづらいま制度の谷間に陥りやすいことが報告されました。調査では約 35% が何らかの性被害を受けたと回答していること、性と生殖の健康・権利が否定されがちであること、性別クロス集計データの不足が施策形成の妨げになっていることが共有されました。さらに、医療や女性支援の現場で障害女性の存在が十分に認識されずサービスにアクセスしにくいこと、社会参加の機会の乏しさや家事・ケア役割の過度な負担といった課題が示されました。

国際的企業の実践例として、デロイト トーマツ グループの DEI の考え方と、制度 (採用・育成・推進体制など) としかけ (コミュニティ、教育、イベント、カルチャーづくり、発信など) を両輪とする包括的な取り組みが紹介されました。あわせて、障害者が約 1000 万人の消費者として無視できない存在であることや、Web アクセシビリティの改善が多くの人に恩恵をもたらすことなど、アクセシビリティを社会全体の価値として位置づける視点が共有されました。

アメリカの現状として、第二次トランプ政権下で地域で暮らす権利が脅かされていることが報告され、OBBBA (2025) によるメディケイド等の支援制度削減、UCEDD 廃止提案、資金削減案などが紹介されました。さらに、差別発言の反復や優生思想の台頭、移民政策の強硬化による介助者確保への影響、中絶規制の拡大や抗議活動への抑圧など、複合的な権利侵害が共有されました。

研究者からは、差別の「重なり」を捉える交差性の視点が不可欠であり、マジョリティ側の特権への無自覚こそが問題であることが指摘されました。そのうえで、DEI を通じて一般への理解・共感を広げると同時に、マジョリティの優位性に自覚的なアライを増やし、最終的には属性で配慮されない包括的な社会をめざす方向性が示されました。

第三部ではさらにアメリカでの動きや障害女性の性被害について質疑が交わされ、話された体験の重さを感じながら閉会の時間となったことが報告されました。

報告全文

■開催の経緯

DEIとは「多様性 (Diversity)」、「公平性 (Equity)」、「包摂性 (Inclusion)」を意味し、近年使われることが多くなった言葉です。DEIは人権に関わる主要なテーマですが、社会全体に理解されているとは言い難いです。

近年押し寄せる反インクルージョンの潮流にも抗し、DEIに注目し、障害女性の課題のメインストリーム化をも考えていきたいです。

■第一部 報告

DEIについて解説し、障害女性の課題とDEIとの関連を考察し、国際的企業が取り組むDEIの先進的実践を紹介しました。

1. 中西由起子さん (DPI 日本会議副議長)

多様性とは、人種、性別、階級、障害など、社会的アイデンティティの異なる人々を尊重し共存しようとする考え方です。公平性とは、機会の平等ではなく、成果の平等を目指すことであり、個々の背景に応じた支援が必要となります。

包摂性とは、誰もが歓迎され、自己表現できる文化であり、意思決定の場に周縁化された人々を意図的に招き入れるプロセスです。DEIは「誰がいるか」だけでなく、「どう扱われているか」が重要です。DEIには制度的・プログラムの・教室内・個人内の4つの基盤的要因があります。

現状維持を望む人々のDEI施策に対する抵抗は、支持の欠如、非協力など、間接的攻撃や、表面的には支持を示しつつ、非協力的な行動をとるケースも多いです。抵抗の力を理解し対話を通じたアプローチが必要です。

2. 藤原久美子さん (DPI 常任委員・DPI 女性障害者ネットワーク代表)

障害女性の複合差別とは「女性であり、障害者であるために、性差別と障害者差別を同時に受けることです。可視化が困難で、本人も周囲も認識しづらく、制度の谷間に陥り、救済も容易ではないです。私たちが行った調査では、約35%が何らかの性被害を受けたと回答しています。性のある存在として尊重されず、性と生殖の健康・権利は否定されがちです。性別クロス集計データが乏しく、解消のための施策が立てられないです。

医療や女性支援の現場に障害女性の存在が認識されておらず、サービスを受けることができません。社会参加・参画の場が乏しく、家事・ケア役割を過度に担いがちです。障害者権利条約第6条は、障害のある女性と少女の複合差別の存在を明記し、その解消を求めています。

3. 奥平真砂子さん (デロイトトーマツグループ)

日本のデロイトトーマツグループでは、2万2000人の職員が働いています。創設は1968年です。会計監査やコンサルティング、ICTなど等の業務を行っています。

DEIは予測不能なVUCAの時代に多様な人材が活躍できる環境をつくり、変化に強いレジリエンスの高い組織を実現し、多様な視点からのサービス提供で課題解決と価値創造を行います。個々の「ちがいを活かすため、仕組み(制度、採用や育成、推進体制など)としかけ(コミュニティ、教育、イベント、カルチャーづくり、メディア発信など)の両面から包括的に取り組んでいます。

日本で障害者の割合は9.3%であり、約1000万人の消費者として無視できない存在となっています。例えば、Webアクセシビリティが改善されると、428万人が恩恵を受けると言われています。デロイトトーマツは2027年までに職場のアクセシビリティ&インクルージョンも向上させる取り組みを進めており、現在、456人の障害者が働いています。

企業はDEIに熱心です。障害者団体と協同して、「こういうことができる」という提案をしていただきたいです。

■第二部報告

アメリカ在住の当事者が、トランプ政権下の現状を報告し、さらにDEIを深く考察するため、研究者の立場からの発言を受けます。

1. ノア・ペタシさん(アメリカ在住)



写真：オンライン画面からのノア・ペタシさんの報告を聞く会場参加者。

私はアメリカで障害者や人種差別に関する様々な活動を行っています。アメリカはDEIも進んでいましたが、第二次トランプ政権の下で障害者が地域で暮らす権利が脅かされています。

「One Big Beautiful Bill Act (OBBBA, 2025)」は、メディケイド、フードスタンプ、障害者年金、セクション8住宅支援、生活保護費など、障害者や低所得者が生活の基盤とする支援制度の大幅な削減を目的としています。

UCEDD(知的・発達障害教育・研究・支援大学センター)の廃止が提案されています。障害者の地域生活を支える団体への大幅な資金削減も提案されました。トランプ政権の幹部などによる障害者への差別発言が繰り返され、優生思想が台頭しています。

障害者の生活を支える介助者の多くが移民労働者です。強硬な移民政策の結果、介助者が強制送還されたり、外出を控えるため、介助が得られない人が増えています。現在、アメリカ50州のうち約12州が中絶を全面禁止しており、約29州が妊娠周期により中絶を制限しています。

政権に対する抗議活動にも強い抑圧が及んでいます。

2.土屋葉さん(愛知大学)

DEI は就労、教育、医療、公共サービスなど、具体的に生かせる場面は多くあります。例えば性と生殖に関する公平なアクセスへの確保という主張ができます。差別には重なりがあり、交差性の視点が必要です。

DEI を障害・女性の分野に活かしていくときに大切なことは、属性による差別解消の方向は必要ですが、マイノリティの問題はマジョリティ側に特権があることに無自覚な状態こそが問題です。

DEI で一般への理解・共感を広げていくこと、そのなかで「マジョリティの優位性に自覚的なアライ」的な存在を増やしていき、最終的には属性で配慮されない包括的な社会を目指していくことが重要です。

第三部ではさらにアメリカでの動きや障害女性の性被害について質疑が交わされ、話された体験の重さを感じながら閉会の時間となりました。

参加者感想

国際・障害女性合同分科会のテーマは「DEI(多様性・公平性・包摂性)は障害分野でどう生かされるか」でした。DEI は障害分野のみならず様々な領域で重要視されている概念であり、この概念と障害女性の課題をクロスさせる議論は、非常に聞き応えのあるものでした。

特に私が最も印象に残ったのは、アメリカで暮らすノア・ペタシさんによる「アメリカから見えるトランプ政権下の障害者を取り巻く現実」と題した報告でした。One Big Beautiful Bill Act の法案(ビューティフルってなに?!)が成立し、メディケイドなどの障害者の生活基盤となる支援制度の大幅な削減が始まろうとしていること。そして排外主義の下で障害者やセクシャルマイノリティ、移民などの暮らしの安寧が脅かされていること。こうした報告を、リアリティをもって行ってくださったことは、私にとって大きな学びとなるとともに、アメリカの現状に強い憤りを感じるものでした。

この分科会での時間は、DEI を主張していくことと同時に、この社会に存する優生思想を可視化し「それはおかしい」と声を上げていくことの大切さを痛感する時間でしたと、私はふりかえています。

山下幸子(淑徳大学)

5.教育部会

○社会モデルの教育活動

東京都教育委員会の事業である「教科『人間と社会』における体験活動」に、「インクルーシブ体験」プログラムが2024年度から加わり、DPI・JIL・一般社団法人UNIVAと共同でエントリーしました。今年度は「大森高等学校(定時制)」「八王子東特別支援学校」「小金井北高等学校(全日制)」「府中高校・演劇部(2026年2月予定)」から要望がありました。内容は「障害の社会モデル」をテーマにした映像を活用したプログラムで、学校に出向いて行います。授業のコマ数、受講生徒数(部活動、クラス、学年)など要望に応じてアレンジして行っています。現役高校生に「社会モデル」を伝える機会として、今後も続けていきたいと思えます。

○学習指導要領の改訂に向けて

2025年3月のインクルーシブ教育推進フォーラムでも、テーマとして取り上げましたが、2026年度中にも次期学習指導要領がとりまとめられます。それに向けて、障害者だけでなく子どもの支援をする様々な団体とともに、共同で要望書を提出しました。

○学校バリアフリー(BF)の一層の推進

文科省から学校BFの検討部会の最終報告が8月22日に出され、また同日「学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について(通知)」が各都道府県知事・教育長等へ文科省から発出されました。

公立小中学校等施設における整備目標等を踏まえた早期のバリアフリー化に向け、2020年度から5年間推進してきたものの、まだ目標達成できておらず、2026年度から更に5年間推進期間を延長するもので、今回は目標達成のため「整備計画や方針を策定すること」「当事者参画を実施する」なども入っています。

2026年度当初には各地自体への働きかけを行うべく、その準備等を進めています。(近日DPIのホームページに、「オンライン講座」をアップする予定です)。

報告・ホームページに掲載した記事より

■「すべての子を包摂する学校づくりのための学習指導要領改訂についての共同提言」を発表しました(2025年8月13日掲載)

私たちDPI日本会議は、2025年8月1日(金)、中心となったNPO法人School Voice Project(学校の課題を現場の声で変えていく活動)と、子どもの夢応援ネットワーク(外国にルーツがある子どもたちへの支援活動)、NPO法人多様な学びプロジェクト(不登校の子どもたちなどが安心して学べる社会をつくる活動)、学生団体ミライエコール(子どもの意見が尊重される学校づくりを目指す活動)と共同で、「すべての子を包摂する学校づくりのための学習指導要領改訂についての共同提言」を発表しました。

同日に記者会見も実施し、DPI日本会議からは議長補佐の崔栄繁が出席しました。



写真：共同記者会見の様子（細長い机を横に並べ、4人が座っている。左から DPI 日本会議の崔 栄繁（さい たかのり）、ミライエコールの山口セナ（やまぐち せな）さん、School Voice Project の小谷綾子（こたに あやこ）さん、School Voice Project の武田緑（たけだ みどり）さん）。

この共同提言は、それぞれ異なる分野で活動している 5 団体が、『マイノリティの子どもを含むすべての子を包摂（インクルージョン）しうる学校教育の実現を目指す』という共通意識のもと、基礎的環境整備と合理的配慮が必要という観点から、学習指導要領の改訂についてまとめました。

▽すべての子を包摂する学校づくりのための学習指導要領改訂についての共同提言

すべての子を包摂する学校づくりのための 学習指導要領改訂についての共同提言

子どもの夢応援ネットワーク / NPO 法人 School Voice Project
NPO 法人 DPI 日本会議 / NPO 法人多様な学びプロジェクト
学生団体 ミライエコール

私たち、NPO 法人 School Voice Project、NPO 法人 DPI 日本会議、子どもの夢応援ネットワーク、NPO

法人多様な学びプロジェクト、ミライエコールは、普段「教職員のネットワークづくり」「障害当事者運動」「外国にルーツを持つ子どもたちの支援」「不登校分野での当事者の声をもとにした政策提言」「子どもの意見表明権の学校における具現化」など、それぞれの分野で異なる活動をしています。ですが、マイノリティの子どもを含むすべての子を包摂しうる学校教育の実現を目指す点で思いを共にしています。

今回の学習指導要領改訂では「多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方」が論点として出され「民主的かつ公正な社会の基盤として学校を機能させ、分断や格差の拡大を防ぎ、共生社会を実現する」ことが謳われています。私たちは、そのことを歓迎し、次期学習指導要領が、真にそのことに資する内容になるために、この提言を発表します。

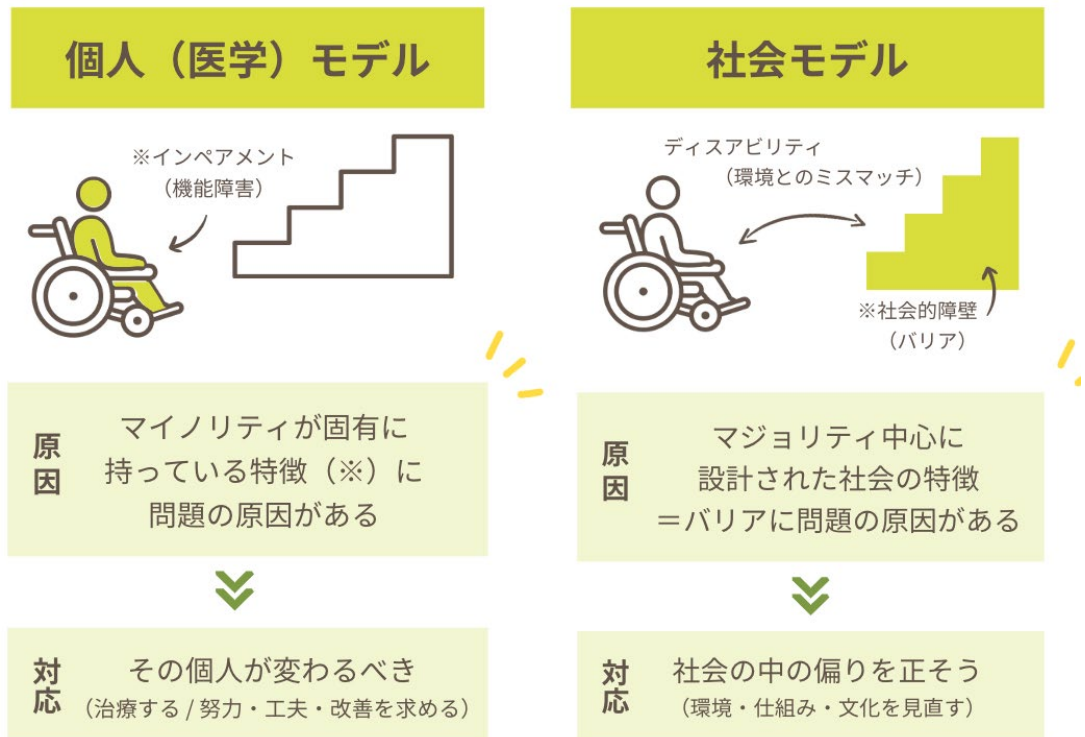
私たちの求めること：

1. 「子どもの権利」特に「子どもの意見表明権」の重要性の明記

- 学級活動や生徒会活動など特別活動の分野においてももちろんですが、それに留まらず、あらゆる授業のスタイルや学び方に関して、児童生徒の「声」を聞き、それを反映していくことが重要である、ということを明確に盛り込んでください。
- その際、「子どもの声」というのは明確に言語化された意見（opinion）だけでなく、言語ではない表現（表情、様子、行為等）も含めて、大人の側が受けとり、応答しようとするのが重要であるという視点を落とさないようにしてください。
 - 子ども意見表明権は【Right to heard】＝聞かれる権利・応答される権利です。
 - 子どもは思いや気持ちをうまく言葉にできない、要望として伝えられないこともあるためです。
 - 障害等の理由で発語できない子どもや日本語が十分に話せない子どももいます。大人の側が汲み取ろうとする姿勢が重要であることは前提ですが、その子がその子の方法で「声」を出せる環境を整えることも重要です。（ICT等を含めた多様なコミュニケーションツールの活用、通訳ボランティアの調整等）

2. 「社会モデル」の考え方を明記

- 「社会モデル」とは障害当事者運動の中でできた言葉であり、【困りごとの原因を個人ではなく社会や環境（今のふつう・バリア）の方に求め、社会や環境を変えることで解決していこうという考え方】のことです。（※詳しくは次項の図を参照ください）



- 社会的障壁（バリア）をなくす方法は2つあり、1つは事前的・集団的に行う【基礎的環境整備（事前的改善措置）】、もう1つは事後的・個別的に行う【合理的配慮（事後・個別）】です。この両方について、学習指導要領本体（総則等）に文言として盛り込むとともに、解説等で具体例をあげるなど、学校現場における理解が広がる工夫をしてください。
- その際、障害の文脈のみでなく、すべての子どもたちを対象に「社会モデル」の発想で教育課程や授業を変更・調整していくことが多様な子どもを包摂するためには肝になります。少なくとも、以下の児童生徒の存在を踏まえた記載を望みます。
 - 障害や病気のある児童生徒
 - 性的マイノリティの児童生徒
 - 外国籍 / 外国につながる児童生徒
 - 厳しい家庭環境に置かれている児童生徒（貧困・虐待等）
 - 不登校状態 / 傾向にある児童生徒

3. 多様性に対応するための予算の確保

- 学校現場が、多様な児童生徒の実態やニーズに応じて柔軟に教育課程や授業を変更・調整していくためには、子どもの声を聞いて対話し、考えて調整するための時間が必要です。現状、その時間を取れない学校現場も多いことを考えれば、多様性への対応を謳う

次期学習指導要領が実効的なものになるためには、そのための予算確保（特に人員の補充・人的体制強化）が必要です。

- 特に、現在示されている【2階建てモデルの2階部分】については実際に運用していくためには、明確な予算措置が必要であると思います。今後検討されていくはずだと思いますが、その点が手薄にならないことを望みます。

具体的なアイデア：

● 総則について

- 現行の「4節 児童の発達の支援」を「多様性を包摂するための基礎的環境整備と支援」し、その中に…
 - 「多様性を包摂し、一人ひとりの意欲を高め、可能性を開花させること」「民主的かつ公正な社会の基盤として学校を機能させ、社会の分断や格差の拡大を防ぎ、共生社会を実現すること」を学校教育の使命として明記
 - 通常学級において障害児を含む多様な児童生徒がインクルージョンされるべきであるという原則を明記
 - 教室には多様な違いを持った児童生徒がすでにいることを確認し、ユニバーサルな視点での授業づくりの必要性を明記
 - すべての児童生徒の包摂のために重要な視点として「社会モデル」の考え方の重要性を明記
 - こどもの権利の4原則の保障、とりわけ「意見表明権」の重要性について明記（学校環境や学びのあり方について子どもの意見を聞き、反映していく姿勢が求められること）
 - 基礎的環境整備の1つ（「意識のバリア」への対応）として、包括的性教育、多文化共生教育を含む人権教育の重要性を明記
 - 学校生活において困難を抱えたり排除されやすいマイノリティとして「障害や病気のある児童生徒」「性的マイノリティの児童生徒」「外国籍 / 外国につながる児童生徒」「厳しい家庭環境に置かれている児童生徒（貧困・虐待等）」「不登校状態 / 傾向にある児童生徒」を例示し、社会的障壁を取り除き、包摂するための観点を盛り込む
 - 基礎的環境整備の例を示す（下記は一例）
 - 特別支援教育で活用されてきた支援ツール（バランスクッション、リーディングトラッカー、カームスペース等）を必要に応じてどの子も使えるようにする
 - 学習環境（交流の有無等）やインプットやアウトプットの方法（書く/描

く/話す/演じる/等)を本人が選べるようにする

- 文字だけ、声だけではなく、絵や図や動画など視覚教材の活用
- GIGA 端末の活用ルールを柔軟化する
(優位感覚に応じた学習や多言語対応等にも有用) etc

● 各教科について

○ 教科や単元ごとに以下のような児童生徒の存在を踏まえ合理的配慮の例を示すこと

- 障害や病気のある児童生徒
- 性的マイノリティの児童生徒
- 外国籍 / 外国につながる児童生徒
- 厳しい家庭環境に置かれている児童生徒 (貧困・虐待等)
- 不登校状態 / 傾向にある児童生徒

共同提言書について、School Voice Project 理事の小谷さんから説明がありました。

すべての子供が通常の学級で包摂されるように、子どもの権利に基づいて、子どもの意見表明権の明記と本人ではなく学校での学びや育ちの環境を変える社会モデルの明記の必要性を述べました。

意見表明権を保障するためには、障害のある子どもなどそれぞれのコミュニケーション方法に即した意思決定支援の必要性についても説明がありました。そののち、各団体からコメントをしました。

崔からは、「通級利用の子どもが 20 万人となった。普通の教室にどんどん通いつらくなっているということではないか。学習指導要領改定に期待したいことは、社会モデルを明確に入れ込むことだ。国連障害者権利条約や、それに基づいて作られた障害者差別解消法などの国内法にどんどん入ってきている考え方である。学校教育法などには、「障害を克服し」という医学モデルの考え方の言葉が沢山残っている。まずは医学モデルから社会的モデルの考え方に学習指導要領を変えることが第一歩となり、学校教育法を変えるきっかけになってほしい。」と発言しました。

他の団体からの発言としては、ミライエコールの山口さんからは、「自分の経験してきた学校現場の実態では子どもの声は反映されていない」、子どもの夢応援ネットワークの金さんからは、「日本国籍を持っていない子どもの就学権の保障がされていない。義務教育の対象外であるので根拠法がない」、多様な学びプロジェクトの生駒さんからは、「不登校になっていく過程、なってからの無理解がトラウマや傷となる。不登校にならなくて良い、どんな子どもでも使える制度・カリキュラムにすべき」などがありました。

会場の記者から、「学習指導要領以外にも取り組みが必要と考えるか」と質問があり、崔からは「海外の制度や実態と比較をすると、いわゆる先進国と言われている国で 1 クラス 35~40 人としている国は無い。こうした現状を変えていくきっかけとなれば良いと思う。インクルーシブ教育については今の制度を使いながら、教員の配置、担任制の廃止などの実践をしているところもある。すべての子どもの就学先は原則通常学級とするなど将来的には制度にしてほしい。」と回答しました。

最後に、School Voice Project の武田さんからは、すべての子どもを通常学校・学級に包摂するための法律を作るという目標が述べられました。DPI 日本会議としても今後も様々な団体と連携し活動していきたいと思えます。

報告：岡部夏実(事務局長補佐)

6. 障害女性部会

DPI 日本会議障害女性部会は、DPI 女性障害者ネットワーク(女性ネット)と協力し、障害のある女性が直面する複合的な課題の解決およびエンパワメントの実現に寄与してきています。

女性ネットは、公益財団法人ジョイセフの協力団体として「日本におけるすべての人の SRHR とジェンダー平等のためのセクター間連携事業」の委託を受けています。その事業の 1 つとして、2024 年 10 月に行われた女性差別撤廃条約日本審査にあたり、DPI 日本会議常任委員で DPI 女性障害者ネットワーク代表の藤原久美子、兵庫ピープルファーストの住田理恵さん、伊是名夏子さん、南由美子さん(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)が、ジュネーブでのロビーイング活動に参加しました。

その報告会が、「わたしのカラダ、わたしの権利を国連へ!女性差別撤廃条約ロビーイング報告会 in 神戸」として、2025 年 7 月 27 日(日)に開催されました。報告会には、男性の参加も多く、今後の SRHR(性と生殖に関する健康と権利)の理解の広がり期待が持てました。(主催:DPI 女性障害者ネットワーク・関西女性障害者ネットワーク)

DPI 日本会議と女性研究者と DPI 女性障害者ネットワークの連携により、「障害女性と運動史についての聞き取り調査」がスタートすることになり、2025 年 11 月から準備が始まりました。(三菱財団に助成金を申請中)

この目的は、運動史の中で、女性リーダーや活動家がどのような思いで生きてきたか、活動に参加してきたか、あるいは障害女性としての複合差別や困難とどう向き合ってきたかなどを、高齢のベテランの障害女性の皆さんから聞き取りを行うことを目的としています。2026 年から本格的に始動し、2028 年を目途にまとめることとなります。

報告・ホームページに掲載した記事より

■国連女性差別撤廃条約(CEDAW)ロビーイング報告会&ワークショップ in 神戸

DPI 女性障害者ネットワーク(DWNJ)は、公益財団法人ジョイセフの協力団体として「日本におけるすべての人の SRHR とジェンダー平等のためのセクター間連携事業」の委託を受けることとなりました。

SRHR とは「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツ(性と生殖の健康・権利)のことで、自分自身の身体に関する大切な自己決定権のことで。しかし、優生保護法によって障害者の SRHR は否定され、未だ回復していません。

SRHR の回復に向け、この連携事業に取り組んでいきます。この事業の 1 つとして、2024 年 10 月に行われた女性差別撤廃条約日本審査にあたりジュネーブでロビーイング活動を行った報告を「わたしのカラダ、わたしの権利を国連へ!女性差別撤廃条約ロビーイング報告会 in 神戸」として、2025 年 7 月 27 日(日)に行いました。(主催:DPI 女性障害者ネットワーク・関西女性障害者ネットワーク)

※第 14 回政策討論集会・国際・障害女性合同分科会報告」については、国際部会のページをご覧ください。

7. 雇用労働・所得保障部会

雇用労働・所得保障部会では、障害のある人が合理的配慮や介助を受けながら、地域で当たり前働き続けられる社会の実現をめざし、政策提言と情報共有に取り組みました。また、随時、国内外からの障害者の雇用・労働に関する課題についての問い合わせ・取材に答えてきました。

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」(2011年)は、企業に対し、原材料調達から販売に至るサプライチェーン全体で、人権を尊重し、人権侵害を予防し軽減し救済することに責任を追っている旨を明示しています。DPI 日本会議(特に雇用労働・所得保障部会)では、他のNPOらと「ビジネスと人権」を推進する活動に取り組んできており、「ビジネスと人権」に関する行動計画(NAP)改定に向けて、障害者を単なる配慮の対象にとどめず、権利主体として明確に位置づけること、差別や合理的配慮の欠如を人権課題として扱うこと、救済手続のアクセシビリティ確保などを盛り込んだ意見書を提出しました。

引き続き、雇用の「量」から「質」への転換を見据え、介助付き就労や合理的配慮が制度として保障されるよう、提言と学習の取り組みを進めていきます。

■カザフスタン訪問団が DPI 日本会議を訪問—障害者雇用施策をめぐる意見交換



写真：DPI 日本会議の事務所にて意見交換。右側の車いすに乗っている男性は岡本常任。

12月22日、カザフスタンからの来日訪問団9名(デジタル人材育成と就労支援に取り組む公益財団法人「ITeachMe」能力開発センター所長 ザヒラ・オンガルバエヴナ・ベガリエヴァ氏他7名および日露通訳1名)がDPI 日本会議を訪問し、障害者雇用における日本の施策と現状について意見交換を行いました。

ベガリエヴァ氏はカザフスタン共和国労働社会保障大臣の外部顧問として貢献してきた方とのことでした。DPI

日本会議 西村副議長及び岡本 雇用労働部会副会長との面談では、バリアフリー法制度や障害者雇用率制度、障害者所得保障（障害年金）などの話題が交わされました。



写真：事務所にいたスタッフと来訪の皆さんとで記念撮影。前列左は、お土産にいただいたカザフスタンの帽子をかぶる岡本常任。

■「ビジネスと人権」に関する行動計画改定版（NAP）原案への意見書を提出しました

DPI 日本会議は、2025 年 10 月 30 日締切の「ビジネスと人権に関する行動計画改定版（NAP）原案」に対し、以下の意見書を提出しました。

▽意見書

2025 年 10 月 30 日

「ビジネスと人権」に関する行動計画改定版の原案に関する意見書

特定非営利活動法人 DPI（障害者インターナショナル）日本会議
議長 平野みどり

はじめに

DPI 日本会議は、全国 90 の障害当事者団体から構成され、障害の種別を超えて、障害のある人もない人も共に生きるインクルーシブな社会（共生社会）の実現を目指して活動を行っています。また、国連経済社会理事会の特別諮問資格を保有し、国連をはじめとした国際的な場でも障害者の権利擁護・提言に取り組んでいます。

本改定案に対し意見を提出するにあたり、私たちは、障害者権利条約（CRPD）に基づいて「障害の社会モデ

ル」および「障害の人権モデル」に即した法制度・社会制度の整備が不可欠であると確信しています。すなわち、障害のある人の社会参加の制限と制約及び排除は、個人の身体等の機能障害にあるのではなく、社会環境や制度的障壁にあるという考え方に立ち、障害のない人と実質的に平等な法制度・社会環境を確立することが求められています。

また、国際的には、国連障害者権利委員会が2022年10月に日本政府に対して提示した総括所見において、支援を受けながらも障害のある人が「自ら決定」すること（同条約第3条・第12条）、インクルーシブな地域生活（第19条）、障害に基づく差別・排除の解消（第5条他）、精神障害者の強制入院制度の廃止（第14条）などが明記されています。これらを踏まえ、NAP改定においても障害者の権利尊重・機会平等・参加が明確に盛り込まれる必要があります。

本改定案は、政府および企業等に対し、ビジネス活動を通じた人権尊重を促す重要な政策文書です。障害のある人が働き・取引し・地域で暮らす機会を確保するため、NAPにおいて障害を持つ人々を含む「誰一人取り残さない」枠組をより具体的に、実効的に位置づけることが重要です。

そのため、私たちは、本改定案を評価しつつ、改定内容が障害当事者の視点を十分反映し、「支援付き」や「合理的配慮」の義務化、当事者参加・モニタリング・救済の強化などを含む制度設計へと進化することを強く求めます。

以上を前提として、以下にDPI日本会議としての具体的な意見を各章ごとに整理しました。

全体意見（総論）

本改定案では「誰一人取り残さない社会」の実現に向け、障害者を明記している点を評価します。しかし、障害者を“支援の対象”としてのみ扱う傾向が残っており、雇用・経済・サプライチェーンにおいて障害者を「主体」及びパートナーとして位置づける具体策が不足しています。

また、障害者が被る人権侵害（不合理な雇用差別、情報・移動のバリア、支援者への不当制限等）が企業活動全体の中で認識されておらず、モニタリング指標や救済制度に反映されていません。

こうした課題を改善するためにJICAが障害当事者団体とともに進めている「障害の主流化」の考え方や手法を取り入れることを求めるとともに、障害者当事者団体がNAPの策定・実施・評価プロセスに恒常的に参画できる枠組みを設けることを強く求めます。

（理由）

障害者権利条約（CRPD）は、雇用・教育・生活・国際協力など、社会のあらゆる領域において障害者の平等参加を求めています。しかし現行のNAPでは、障害者は「配慮の対象」として記述されているにとどまり、企業・政府双方の責任としての位置づけが不十分です。「誰一人取り残さない」という原則を実効性あるものとするには、障害者を含む当事者団体が政策形成・実施・評価に恒常的に参画する仕組みが不可欠です。

注）障害の主流化

1. あらゆる政策や事業などの中心に障害配慮の視点を取り入れる。
2. 障害者が受益者あるいは実施者として計画策定や活動実施を含む一連のプロセスへ参加することを保障する。
3. エンパワメントや能力構築、機能障害に対する取り組みの充実

4. 障害者が障害のない人々と等しく人権を享有するための取り組み
5. ガイドラインの作成や施設の整備

第1章 人権デュー・ディリジェンス及びサプライチェーン

企業が実施する人権デュー・ディリジェンスの対象に、「障害を理由とした不当な取扱い」及び「合理的配慮の欠如による排除」を明示的に含めるべきです。

また、サプライチェーンの人権リスク評価において、障害者や介助者及び支援者等を含む労働者・取引先の状況を点検項目として示すことを求めます。中小企業向けガイドラインにも、障害者雇用やバリアフリー調達の観点を盛り込むべきです。

(理由)

企業の人権デュー・ディリジェンスにおいて、障害者はしばしば対象外とされてきました。雇用・取引・情報アクセスの各段階で、合理的配慮の欠如や社会的障壁の存在は深刻な人権侵害につながります。企業が実施する人権デュー・ディリジェンスの対象に、「障害を理由とした不当な取扱い」及び「合理的配慮の欠如による排除」を明示的(引用:CRPD 第27条)に含めることにより、企業が自らの行動を点検し、障害者が働きやすく・取引しやすいサプライチェーンを実現できると考えます。

第2章 “誰一人取り残さない”ための施策推進

改定案で障害者が重点分野に含まれたことを評価しますが、記述が抽象的にとどまっています。

「雇用・教育・地域生活・国際協力」等、障害者が社会の構成員として参加し、企業活動に関わる機会を拓げる視点を具体化すべきです。

特に、「支援付き就労・介助付き雇用・合理的配慮の確保」及び「企業内教育・人事評価制度への合理的配慮の組み込み」など内部施策の波及を含め、「誰一人取り残さない施策」の中心に据えることを提案します。

(理由)

「誰一人取り残さない」という理念を実現するには、障害者が単なる支援対象ではなく、社会づくりの主体として参加できる環境が必要です。支援付き・介助付き雇用や教育から就労への移行支援など、障害者が自らの力で働き・生きるための仕組みを組み込むことが、真の包摂につながります。障害者を含む多様な人々が経済活動に参加することは、社会全体の生産性・持続可能性を高める基盤にもなります。

第3章 救済へのアクセス

障害者が企業や取引先からの不当な取扱いを受けた場合にアクセスできる、バリアフリーな苦情処理・救済メカニズムを設けることを求めます。

具体的には、手話・点字・音声データ対応の相談窓口、障害者団体を通じた申立支援制度の整備など、合理的配慮を制度に組み込む必要があります。また、実効性のある救済システムであることも必要です。

(理由)

障害者は、言語・情報・移動の制約により、苦情申し立てや相談制度を利用しにくい現状があります。

人権救済の仕組みにおいて、合理的配慮やアクセシビリティが確保されていなければ、実質的なアクセスは保障されません。バリアフリーな手続きと、当事者団体を通じた支援を組み込むことが、制度の公平性と信頼性を高めます。

また、苦情の申し立てができていても現状から十分に機能しているかは大きな疑問があります。

第4章 教育・啓発

企業・行政・教育機関向けの人権教育に、障害者の権利条約（CRPD）の理念を反映させ、合理的配慮の理解を深める内容を加えるべきです。

研修教材に障害当事者の講師・映像・体験談を活用し、「支援される存在」ではなく「共に働き、社会をつくる当事者」として学ぶ構成を提案します。

（理由）

企業や行政職員が障害者が必要とする合理的配慮や人権保障を十分に理解していないことが、差別や排除を生む大きな要因です。障害者権利条約（CRPD）の理念と「合理的配慮」の考え方を、すべての人権教育・研修に反映させることが不可欠です。障害当事者が教育の担い手として関わることで、実践的で説得力ある啓発が可能となります。

第5章 中小企業支援

障害者雇用やバリアフリー対応を進める事業主（特に中小企業）への支援（助成金・専門人材派遣等）を人権デュー・ディリジェンスの一部として位置づけるべきです。

障害を（理由）とする排除を回避するための相談窓口・伴走支援を、障害当事団体（者）と商工会議所等と連携して整備することを求めます。

（理由）

事業主によっては障害者雇用や合理的配慮を進めたい意欲を持ちながらも、専門的知識やリソースが不足しています。国や自治体が支援策を人権デュー・ディリジェンスの一部として位置づけ、経済支援と人権配慮を両立させることが求められます。相談・伴走支援体制を整えることで、障害者が地域企業で活躍する機会が広がります。

第6章 公共調達・補助金事業等を含む公契約

公共契約・補助金交付要件に、障害者雇用と安定雇用・合理的配慮の確保・バリアフリー整備の実績を評価項目として明記することを求めます。

政府・自治体の人権配慮調達方針を策定する際、障害者当事者団体の意見を反映する仕組みを導入してください。

障害者雇用や支援付き就労を行う事業者を優先的に契約対象とする制度も拡充すべきです。

（理由）

公共調達や補助金は、国・自治体が社会的責任を実現する重要な手段です。契約・交付要件に障害者雇用・バリアフリー実績を反映させることで、企業の取組を後押しできます。障害者当事者団体が策定段階から関与することで、形式的でない実効性のある基準が作れます。

第7章 モニタリング・評価

行動計画の実施状況を評価する際、障害分野に特化した指標（障害者雇用率、合理的配慮提供率、当事者参画数等）を設定してください。

DPIをはじめとする障害当事者団体がモニタリング委員会に正式メンバーとして参画することを求めます。

（理由）

行動計画の実施状況を客観的に評価するには、障害分野に関する明確な指標が必要です。障害者雇用率や合理的配慮の実施及び当事者参画状況及び雇用の質などを定期的に公表することで、政策の透明性と継続性が担保されます。また、障害当事者団体の正式参画は、政策評価の信頼性を高める鍵となります。

第8章 国際的取組・連携

国際協力・開発援助の分野においても、障害者の権利条約およびビジネスと人権の両理念に基づき、障害者や支援者が事業の実施・評価に参加できる仕組みを整備してください。

また、障害者が介助等の支援付きで国際協力に参加する取組を、人権尊重型 ODA や SDGs 実施計画の一部として外務省が明確に位置づけることを提案します。

（理由）

国際協力・開発援助においても、障害者の権利を明示的に扱うことは、CRPD および SDGs の実現に不可欠です。障害者が介助を得ながら国際協力に参加できる環境を整えることは、日本の人権外交の信頼性を高める具体的手段です。国際協力の分野においても、障害者を“支援対象”でなく“協働の担い手”として位置づける必要があります。

8. 尊厳生

2025年3月に部会長中西正司氏の逝去後、引き続き部会員の岡本直樹氏が暫定的に後任を務めている。同年7月には部会員の岡部宏生氏(NPO法人境を越えて、ドキュメンタリー映画『杳(はる)かなる』の主演の1人)、さらに12月に大濱眞氏(公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会代表理事)が逝去し、一同、謹んで哀悼の意を表す。

現在、尊厳死法制化(「治療の停止」を可能にする法制度)は存在しないものの、ガイドライン改正等の動きを背景に、「いのちの選別」が制度として強化されつつある状況に強い危機感をもって取り組みを行っている。

特に、2024年に浮上した臓器移植ガイドライン改定の動き(2025年1月13日までパブリックコメントが募集されていた)は引き続き、関連審議会で検討が続けられているため、尊厳生部会では、知的障害者等への臓器提供解禁に関する議論や脳死移植をめぐる諸問題、さらに重度障害者の終末期に関する問題などについて内部で関連審議会の学習会を行った。

ピックアップコーナー

カスタマーハラスメント防止措置運用指針への働きかけについて ～障害者が社会的障壁の除去を求めることはカスハラ行為に当たらない～

事務局長 佐藤 聡

1. 経過

近年、顧客等から暴行やひどい暴言、不当な要求などの「カスタマーハラスメント」(略称:カスハラ)が大きな社会問題となっている。厚労省は、2025年6月に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を改正し、新たにカスタマーハラスメントの防止措置を盛り込んだ。これがいわゆるカスタマーハラスメント防止法である。DPIでは、2024年秋にこの法案が検討されているという情報を得て、厚労省と話し合いを行ってきた。

カスタマーハラスメントを防止すること自体は重要なことであり、法整備に反対するものではないが、障害者が合理的配慮の提供を求めた時に、カスハラ行為だと誤った判断・対応をされた事例も起きており、法律の運用指針に「障害者が社会的障壁の除去を求めることはカスハラ行為には当たらない」ことを明記させることが必要と考えた。当初、担当部局は障害者差別解消法があるのだからわざわざ運用指針に書かなくてもいいのではないか、という反応だったのだが、2023年に改正された旅館業法でも、同じように障害者が社会的障壁の除去を求めることは迷惑行為に当たらない等が指針に盛り込まれていることを説明したり、実際に障害者が合理的配慮の提供を求めても建設的対話に至らずに拒否された事例を説明して、理解を求めていった。

2. ヒアリング

話し合いによって担当部局も理解を深めてくださり、2025年11月6日に開かれた第86回労働政策審議会雇用環境・均等分科会で、障害者団体のヒアリングが実施された。日本身体障害者団体連合会、日本視覚障害者団体連合、全国手をつなぐ育成会連合会、全国精神保健福祉会連合会、DPI 日本会議の5団体が意見表明を行った。

DPIからは、①障害者差別解消法の遵守、②障害者が合理的配慮の提供を求めることはカスタマーハラスメントに当たらない(建設的対話)、③障害特性の理解、④障害者が障害を理由とした不当な差別的取扱いを受けないように求めること、⑤事業者による研修の実施、の5点を運用指針に盛り込むことを求め、これまで集めた差別事例の中から、建設的対話で解決した事例、建設的対話に至らなかった事例、障害特性の不理解といった事例を示した。

他の障害者団体からは、労働者にも障害者はいるのでそのことへの配慮や、障害者差別解消法の遵守、障害者が合理的配慮の提供を求めることはカスハラ行為ではないといった概ね同じ意見が出されていた。委員の関心は非常に高く、多くの質問が出され、時間をオーバーするといった状況だった。

3. 最終案

ヒアリングを経て、12月10日に開かれた第88回労働政策審議会雇用環境・均等分科会で、指針の最終案が示された(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66952.html)。

該当するポイントは以下の5点。

① 2(1)職場におけるカスタマーハラスメントの内容

障害者から労働者に対して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)で禁止されている不当な差別的取扱いをしないよう求めることや、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思を表明すること自体は、職場におけるカスタマーハラスメントには当たらず、同法に基づき、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないことに留意が必要である。

② 4 事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の 内容

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律において、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務が定められていることに留意する必要があり、同法に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(令和5年3月 14 日閣議決定)」に即して主務大臣が各所掌分野ごとに定める事業者が適切に対応するために必要な指針、内閣府がホームページ等に掲載する合理的配慮の提供等に係る障害特性に応じた事例等(以下「対応指針等」という。)も参考にして、顧客等との建設的対話を重ねるなど、事案に応じて適切に対応する必要がある。

③ 4(1)口(職場におけるカスタマーハラスメントの項目)

ただし、次の例は限定列举ではなく、各事業主が、労働者の状況等の実態に応じた対処の内容を定めること(注:労働者に障害者がいる場合は配慮しなさいということ)

④ 4(2)口(相談窓口)相談を行った労働者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、(注:こちらも相談を行う労働者が障害者の場合はちゃんと配慮しなさいということ)

⑤ 4(3)職場におけるカスタマーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応イ②

その際、相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも適切に配慮すること

⑥ 6 事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関し行うことが望ましい取組の内容(1)口①

障害特性等についての資料の配布や研修等の実施により、労働者の顧客等への理解を深めること。なお、障害特性に応じた対応については、4に記載した対応指針等を参考にすることが考えられる。

4. まとめ

DPI が求めていたことが無事に運用指針に盛り込まれ、ホッとしている。カスタマーハラスメント防止措置により、労働者を守るとともに、障害者と建設的対話を行い、社会的障壁の除去を行うことが明確に指針に示されたことで、適切な対応がなされ、障害に基づく差別がなくなることを期待している。

この問題を最初に教えてくださり、最後までサポートしてくださった天畠大輔参議院議員、真摯に話し合いに応じてくださった厚労省のみなさんに心から感謝申し上げたい。

高等教育機関における発達特性（ADHD）のある学生への合理的配慮

○ご本人の情報

女性・40代・ADHD・東京都在住。

○ご相談概要

本人はADHDの不注意特性による限定性学習症の疑い（未診断）がある。入学の際に支援ニーズ把握のため読字不全（ディスレクシア）の有無に関する一斉判定テストがあった（相談者は非該当）が、ADHDに関する情報はなかった。本人は提出物の締切に遅れがちであるなどの課題を抱えており、前年次にはいくつか単位を落とし、今年度再履修している。障害学生支援室に相談したところ、白板／黒板の撮影や授業中にタブレットを使用する許可は得たが、レポート課題の提出日の延長は認められなかった。このままでは今年度も単位を落としてしまい、卒業が危ぶまれる。なんとか締切延長を認められないだろうか。

○担当者の対応

私立大学等も含め、全ての教育機関は、障害に基づく「不当な差別的取扱いの禁止」（2014年の障害者差別解消法（2016年4月施行）により）、及び、「合理的配慮の提供」（2021年の法改正（2024年4月施行）により）が義務付けられている。当該大学のホームページにも、障害学生支援室のコーディネーターが障害のある学生の修学上の困難を改善するため、状況をアセスメントし、必要な支援を検討し、過重な負担にならない範囲で提供する旨が記載されていた。

担当者は相談者の話を聞き、課題整理を支援した。相談者はあらためて文書で当該障害学生支援室に向けた要望を作成し、その文書には、全ての大学等は合理的配慮提供の法的義務を負っていること、当該学生がどのような困難を抱え、どのような理由でどのような支援が望ましいと考えているかを述べ、日時を決めて返信を求めた。

○その後の結果

大学の障害学生支援室から相談者に文書での返信があり、現在、同様の希望が多く、相談者に関して個別対応の調整が困難であること、ただし、今後、近隣の大学と合同で、年に数回、障害学生支援室主催のワークショップを開催することになったので、そこに参加を薦めるとの回答だった。相談学生がワークショップに参加したところ、近隣大学の障害学生支援室のスタッフ（ADHDに造詣の深い、教育心理学を修めた職員）がファシリテートする、年間学習計画の

作成のワークショップであった。他の時期には試験や課題対策等についてのワークショップを行っているようだ。また、ピア学生と体験交流やオンライン・ラーニングの便利な活用方法などの情報提供ができた。「計画は立てても守れない、それでOK」との助言を聞いたことで気持ちが楽になり、今課題提出締切に間に合わないという傾向がすぐに改善できたわけではないが、後の見通しが少しだけ明るくなったとのことだった。

○問題点・課題

当該大学の障害学生支援室には有期契約の非常勤職員しか在籍しておらず、相談・支援の必要性の増加に対し、財源不足等による脆弱な支援体制という課題を抱えており、学生支援を常時行うことが困難であるということだった。

※特定の個人を識別することができないよう加工しています。

(相談員 浜島 恭子)

ご寄付御礼

わたしたち DPI 日本会議は、皆様のご寄付で活動を継続できております。

お預かりした貴重なご寄付は、DPI ビジョン 2030 の行動計画に基づき、

- ✚ 障害者問題に関して国・各省庁への政策提言
- ✚ 障害者への差別の実態調査、権利侵害などに関する相談対応
- ✚ 障害者問題に関して、ウェブ上での情報発信や集会などの広報啓発活動
- ✚ イベントで視覚や聴覚に障害がある方などへの情報保障費
(PC 文字通訳、手話通訳、点字資料等)
- ✚ 日常的な事務局運営
などのために、大切にに使わせていただいております。
皆さまのご支援に、心から感謝申し上げます。

◇ご支援くださった皆さま

賛助会費	15 件	150,000 円
------	------	-----------

◇ご寄付

全国集会宛	1 件	50,000 円
活動全体宛	152 件	2,873,659 円

(2024 年 7 月 1 日～12 月 31 日)



編集後記



「視覚障害者同行援護従業者養成研修」(一般課程と応用課程 の両方)にかかる費用は計 52,000 円、ただし、私の住む自治体では、資格取得後の数か月以内に雇用契約に結び付けば、わずかな公的助成金が得られる見込みです。

一方、過去に自治体の助成金で「重度訪問介護従業者養成研修」と「知的障害者行動援護従業者養成研修」を実質無料で受講することができました。

さて、AIに「同行援護従業者養成研修が、知的障害(行動援護)や身体障害(全身性障害)の移動支援資格と比較して高価になる理由」を尋ねてみたところ、「研修カリキュラムの専門性と実習の多さ」が理由とのことでした。

視覚障害のある人のガイドヘルパーは、昔、TV で「大人の資格」という短時間プログラムで知ってからずっと受講したいと思っている憧れの研修なのですが、お財布事情からなかなか踏み切れません。(HM)

編集・発行 DPI 日本会議事務局

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-11-8 武蔵野ビル 5 階

電話 03-5282-3730 FAX 03-5282-0017 メール office@dpi-japan.org

ホームページ <https://www.dpi-japan.org/>

発行:2026年 2月